

# 震 災 編



# 目 次

## 第1章 災害予防計画

第1節 地域防災力の向上	1
第1 防災知識の普及・啓発	1
第2 自主防災体制の強化	3
第3 防災訓練の充実	5
第4 調査・研究	6
第2節 地盤災害予防対策	7
第1 土砂災害の防止	7
第2 液状化対策の推進	9
第3 地籍調査の推進	10
第3節 火災の防止	11
第1 出火防止	11
第2 初期消火	12
第3 延焼の拡大防止	12
第4節 災害に強いまちづくり	14
第1 不燃化、耐震化対策	14
第2 倒壊物、落下物の安全対策	15
第3 ライフライン施設の対策	15
第4 道路施設の安全化	16
第5節 防災施設の整備	17
第1 町防災拠点等の整備	17
第2 避難施設の整備	17
第3 貯水施設等の整備	20
第4 ヘリコプター臨時離発着場の整備	20
第5 道の駅の防災機能強化	20
第6節 避難体制の整備	21
第1 避難誘導體制の整備	21
第2 避難所運営体制の整備	21
第7節 要配慮者への対策	23
第1 在宅の要配慮者への対策	23
第2 社会福祉施設等における防災対策	26
第3 外国人への対策	26
第8節 帰宅困難者対策	27
第1 一斉帰宅の抑制	27
第2 帰宅困難者の安全確保	27
第9節 防災体制の整備	28
第1 町の防災体制の整備	28
第2 学校等の防災体制の整備	29
第10節 応急対策体制の整備	30
第1 医療救護体制の整備	30
第2 情報連絡手段の整備	30

第3 備蓄・物流対策	31
第4 給水用資器材の整備	32
第5 緊急輸送体制の整備	33
第6 ボランティア受入れのための環境整備	33
第7 受援体制の整備	33
<b>第2章 災害応急対策計画</b>	
<b>第1節 災害応急活動体制</b>	<b>37</b>
第1 防災体制の確立	37
第2 災害警戒体制	39
第3 災害対策本部体制	39
第4 災害対策本部解散後の体制	41
第5 防災関係機関との連携	45
第6 災害救助法の適用	46
<b>第2節 情報の収集・伝達</b>	<b>49</b>
第1 情報連絡体制の確保	49
第2 地震情報等の収集・伝達	50
第3 被害情報の収集・報告	51
第4 災害広報	54
第5 報道機関への対応	55
<b>第3節 広域応援の要請</b>	<b>56</b>
第1 町の受援体制の確立	56
第2 自衛隊の災害派遣	57
第3 県・市町村等への要請	59
第4 消防の広域応援要請	61
第5 広域避難の受入れ	62
<b>第4節 交通対策、警備対策</b>	<b>63</b>
第1 交通規制	63
第2 緊急輸送	66
第3 災害警備	67
第4 防犯	67
<b>第5節 避難対策</b>	<b>68</b>
第1 避難活動	68
第2 避難所の開設	71
第3 避難所の運営	72
第4 避難所の閉鎖	74
第5 広域避難	74
第6 広域一時滞在	74
<b>第6節 消防、救助・救急対策</b>	<b>75</b>
第1 消防活動	75
第2 救助・救急活動	76
第3 危険物等の対策	77
<b>第7節 要配慮者対策</b>	<b>80</b>

第1 避難支援	80
第2 要配慮者への対応	80
第3 社会福祉施設入所者等への支援	81
<b>第8節 医療救護、防疫活動</b>	<b>82</b>
第1 医療救護活動	82
第2 防疫活動	84
第3 保健衛生活動	84
<b>第9節 救援物資の供給</b>	<b>86</b>
第1 飲料水の供給	86
第2 食料の供給	87
第3 生活必需品の供給	88
第4 救援物資の受入れ・管理	89
<b>第10節 行方不明者の捜索、遺体の処理・埋葬</b>	<b>90</b>
第1 行方不明者の捜索	90
第2 遺体の処理・埋葬	90
<b>第11節 障害物の除去、清掃・廃棄物処理等</b>	<b>92</b>
第1 障害物の除去	92
第2 清掃・廃棄物処理	93
第3 環境汚染の防止	93
第4 動物対策	94
<b>第12節 住宅の応急対策</b>	<b>95</b>
第1 被災建築物の応急危険度判定	95
第2 被災宅地の危険度判定	95
第3 住家の被害認定調査・罹災証明の発行	96
第4 住宅の応急修理	96
第5 ブルーシートの供給等	97
第6 応急仮設住宅の供給	97
<b>第13節 園児・児童・生徒の安全対策</b>	<b>99</b>
第1 災害発生時の対応	99
第2 応急教育	99
第3 応急保育	100
第4 社会教育施設の対策	100
第5 文化財の確認	100
<b>第14節 ライフライン施設等の応急対策</b>	<b>101</b>
第1 ライフライン施設	101
第2 交通施設	102
第3 公共施設	103
<b>第15節 ボランティアの受入れ</b>	<b>104</b>
第1 ボランティアの受入れ体制	104
第2 ボランティア活動支援	105
<b>第16節 帰宅困難者対策</b>	<b>106</b>
第1 施設管理者等の対応	106

第2 町の対応	106
<b>第17節 南海トラフ地震関連情報発表時の対応</b>	<b>108</b>
第1 南海トラフ地震臨時情報の概要	108
第2 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	109
<b>第3章 災害復旧・復興計画</b>	
<b>第1節 住民生活安定のための措置</b>	<b>113</b>
第1 被災者の生活支援	113
第2 地域経済への支援	116
<b>第2節 生活関連施設の復旧計画</b>	<b>118</b>
第1 災害復旧事業	118
第2 国の財政援助等	118
<b>第3節 災害復興</b>	<b>119</b>
第1 想定される復興準備計画	119
第2 復興計画の策定等	119
第3 特定大規模災害時の措置	120

# 第1章 災害予防計画

## ※各対策の担当について

各節の冒頭では、各項目を担当する部署（あるいは班）及び関係機関を明確に示すため表を設けている。

なお、次の関係機関の名称については、省略した名称で表記するものとする。

「千葉県」⇒「県」、「山武郡市広域行政組合消防本部」⇒「消防本部」、

「芝山町消防団」⇒「消防団」

災害予防計画の担当は、平常時の部署名を記載し、災害応急対策計画及び災害復旧・復興計画の担当は配備体制における担当班名を記載している。

また、基本方針にある自助、共助、公助の連携体制の推進を図ることからも住民、自主防災組織、事業所、学校、福祉施設、医療施設等についても役割を記載している。



## 第1節 地域防災力の向上

### ■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 防災知識の普及・啓発	総務課自治振興係・情報公聴係、福祉保健課福祉係、教育課学校教育係	小中学校
第2 自主防災体制の強化	総務課自治振興係、企画空港政策課企画調整係、産業振興課産業振興係	消防本部
第3 防災訓練の充実	総務課自治振興係	消防本部、施設管理者
第4 調査・研究	総務課自治振興係	

### ■自助・共助の役割

住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭における災害危険箇所、防災知識の把握に関すること</li> <li>・地域の自主防災活動への参加に関すること</li> </ul>
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の自主防災活動の実施に関すること</li> </ul>
小中学校、福祉施設、医療施設、事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災組織の編成、防災訓練等の実施に関すること</li> <li>・職員、従業員等への防災知識の普及に関すること</li> <li>・事業継続計画（BCP）の策定と実践に関すること</li> </ul>

## 第1 防災知識の普及・啓発

### 1 住民への啓発

#### (1) 町の防災広報

町は、住民自らが災害時に的確な行動をとれるよう、日ごろより防災広報の充実に努める。防災広報の内容と手段は、次のとおりである。

#### 防災広報の内容

ア 自らの身を守るための知識
① 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策
② 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備、井戸水の活用
③ 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行
④ 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄
⑤ 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器の設置
⑥ 緊急地震速報の活用方法
⑦ 避難指示等の避難情報や気象情報の意味と内容の説明
⑧ 避難場所、避難方法及び避難時の心得
⑨ 水道、電気、ガス、電話等の災害時の心得
⑩ 自動車へのこまめな満タン給油
⑪ 地域の地盤状況や災害危険箇所
⑫ 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む）

- ⑬ 帰宅困難者の心得
- ⑭ 地震保険の制度
- ⑮ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- ⑯ 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動
- イ 地域防災力を向上させるための知識
  - ① 救助救護の方法
  - ② 自主防災活動の実施
  - ③ 防災訓練の実施
  - ④ 企業の事業継続計画（BCP）
- ウ その他一般的な知識
  - ① 地震、液状化に関する一般知識、災害発生履歴、調査結果
  - ② 各防災機関の災害対策
  - ③ 地域防災計画の概要

#### 防災広報の手段

- ア 防災行政無線による放送
- イ 「広報しばやま」等への掲載
- ウ 講演会、説明会、座談会等の実施
- エ 公民館等での展示
- オ 町ホームページへの掲載
- カ 芝山町総合防災ハザードマップの活用

#### (2) 広報時の配慮

町は、可能な限り多様な媒体を用いて防災広報に当たり、要配慮者への広報手段を検討するなどの配慮を行う。

また、男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料の作成に努める。

#### (3) 過去の災害教訓の伝承

町は、過去の大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民に公開できるように努める。

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、防災意識の向上を図る。

### 2 児童・生徒への啓発

小中学校は、地震対策の指導書を作成し、児童・生徒の発達段階に応じた指導を行い、児童・生徒自らが災害を理解し、災害時に的確な行動を判断できるよう、防災教育を実施する。

さらに、児童・生徒を通じて、保護者に対しても防災知識の普及・啓発を図る。

### 3 職員への啓発

町は、災害時に職員が迅速かつ的確な行動を判断できるよう、次の事項について、職員研修、講演会、防災マニュアル等により、防災意識の啓発を図る。

職員への啓発内容

ア 災害に関する知識	イ 災害関係法令
ウ 災害対策本部の組織、事務分掌	エ 動員、配備体制及び任務分担
オ 町が実施している防災対策	

第2 自主防災体制の強化

1 自主防災組織の育成

(1) 自主防災組織の結成促進

町は、災害発生時に住民自らが防災活動を行い、被害を最小限にするために、「地域防災力向上計画」（令和5年4月）に即し、設置に係る費用の助成等を行い、自治会等を主体とした自主防災組織の結成促進を図る。

特に、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験・能力を活用するため、女性の参画を促進する。

また、防災訓練等に係る活動費の助成等を通じた支援を行い、訓練の促進を通じた防災力の向上を図る。

自主防災組織への助成制度

補助金の名称	補助内容
自主防災組織設置補助金	認定された自主防災組織の構成世帯数に応じた金額を助成する。（限度額あり）
自主防災組織活動補助金	自主防災組織が行う防火防災訓練等（防災知識の啓発活動も含む。）に要する費用の一部を助成する。
自主防災組織資機材購入補助金	<資機材購入> 防災活動に必要な資材及び器具等の購入に要する費用を助成する。（限度額あり）
	<防災倉庫設置> 防災資機材用倉庫の設置費用の80%を助成する。（限度額あり）

(2) 地域の人材育成

町は、災害時に自主防災組織の迅速かつ的確な行動力の養成を図るため、地域におけるリーダーとなる人を対象に、研修会等の実施に努める。

(3) 防災ネットワークづくり

町は、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るため、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員児童委員、小中学校、地域のボランティア等による防災ネットワークづくりを促進する。

自主防災組織の活動

平 常 時	ア	防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策）
	イ	地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）
	ウ	防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練）
	エ	家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物）
	オ	防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材）
	カ	要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理）
災 害 時	キ	他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、小中学校等との避難所運営訓練）
	ア	情報の収集及び伝達（被害の状況、予報及び警報、ライフラインの状況、避難指示）
	イ	出火防止、初期消火
	ウ	救出・救護（救出活動・救護活動）
	エ	避難（避難誘導、避難所の開設・運営）
	オ	給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出し）

2 事業所の防災体制の整備

(1) 防火・防災管理体制の強化

小中学校、病院、社会福祉施設、店舗等多数の人が出入りする施設について管理権原を有する者は、消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっている。消防本部は、これらに対し出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

雑居ビル等で管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防火管理者を協議して選任し、当該建築物全体の消防計画の作成、各種訓練の実施、廊下、階段等避難上必要な施設の管理を行う。

なお、管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防災管理者を協議して選任し、防災に係る当該建築物全体の消防計画を作成、避難訓練の実施を行う。

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設等の管理者は、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

消防本部は、危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

(3) 中小企業の事業継続

中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

また、中小企業者等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を図るため、商工会及び商工会議所が町と共同して作成する事業継続力強化支援計画の策定の促進を図る。

(4) 災害対策への協力

各事業所は、平常時の地域の自主防災活動への参加、災害発生時における災害対策への

協力について検討する。

(5) 地区防災計画の普及

町は、地域の防災力の向上を図るため、自治会、自主防災組織等を対象に、地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画（以下「地区防災計画」という。）の作成を促進し、各地区の共助による計画的な防災活動の推進を図る。

このため、「地区防災計画ガイドライン」（内閣府 平成26年3月）や地区防災計画の事例等を活用し、地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

### 第3 防災訓練の充実

震災時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び住民との協力体制の確立に重点をおいた防災訓練を実施する。

特に、避難所の運営については、発災時に住民が主体となって運営できるよう、平時から運営体制を構築し、避難者、地域住民、町職員等の役割分担を明確化する。

実施に当たっては、地震及び被害の想定、通信や交通の途絶等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるものなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

#### 1 総合防災訓練

町は、大規模な地震災害の発生を想定し、防災関係機関が一体となった総合防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関総合の連携体制の確立、確認を図る。

訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

##### 総合防災訓練の事例

ア 災害対策本部設置訓練	イ 職員参集訓練
ウ 情報収集伝達訓練	エ 避難誘導訓練
オ 初期消火訓練	カ 救出・救護訓練
キ 給水、炊き出し訓練	ク 避難所開設訓練
ケ ライフライン施設復旧訓練 等	

#### 2 図上訓練

町は、大規模な地震災害の発生を想定し、発災直後の対応、状況に応じた災害応急対策の実施、業務分担の確認等、図上訓練の実施に努める。

#### 3 シェイクアウト訓練

町は、毎年9月の防災週間に山武郡市合同シェイクアウト訓練を実施し、町内の住民、事業所、学校等に参加を促進する。

## 第4 調査・研究

---

### 1 基礎データの作成

町は、調査研究の基礎となる自然条件、社会条件のデータについて、今後の利活用を考慮して収集、蓄積する。

特に、災害が発生した際には、被害箇所等の位置情報を調査し、地図データ等に整理して、災害危険性の評価等に活用できるようにする。

### 2 防災に関する図書・資料等の収集・整理

町は、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理を行う。

### 3 専門的調査・研究の実施

町は、社会状況の変化、国の防災方針や災害予測に関する研究の進展に応じて、防災アセスメントを実施し災害危険箇所の把握に努め、防災広報や防災教育に活用する。

## 第2節 地盤災害予防対策

### ■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 土砂災害の防止	総務課自治振興係、まちづくり課道路建設係、企画空港政策課都市計画係、産業振興課農政係	県（成田土木事務所）
第2 液状化対策の推進	総務課自治振興係、企画空港政策課都市計画係、まちづくり課道路建設係・環境下水道係	
第3 地籍調査の推進	まちづくり課地籍調査係	

### ■自助・共助の役割

住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所の把握に関すること</li> <li>・住家の液状化対策に関すること</li> </ul>
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所の把握に関すること</li> </ul>
事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所の把握に関すること</li> <li>・住家の液状化対策に関すること</li> </ul>

### 第1 土砂災害の防止

#### 1 土砂災害警戒区域等の公表

県は、土砂災害警戒区域等を県ホームページ（ちば情報マップ等）で公表する。

町は、県の公表をうけて、ハザードマップ、広報紙、パンフレット等の配布、説明会の開催等により、土砂災害警戒区域等の周知徹底を図る。

#### 2 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」または「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合には、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域
土砂災害特別警戒区域	警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危険が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制すべき土地の区域

また、この指定区域に含まれていない土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じて区域指定の促進を図る。

### 3 避難確保計画の促進

町は、土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設\*で利用者等の円滑な避難を要する施設の管理者等に対して避難確保計画の作成・提出、避難訓練の実施を徹底する。

また、計画の実効性を高めるため、計画の作成や見直しなどの技術的支援、施設管理者等と共同で行う情報伝達訓練などを推進する。

※要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。

### 4 警戒避難体制の整備

町は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、警戒避難情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努める。

さらに、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講ずる。

### 5 急傾斜地崩壊対策

#### (1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、町と協議の上、急傾斜地法の規定により急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

#### 急傾斜地崩壊危険区域指定基準

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの

- ア 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- イ 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- ウ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、または5戸未満であっても、官公署・小中学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの

#### (2) 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内において居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築制限を行う。

#### (3) 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が崩壊防止工事を行うことが困難または不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民等の協力が得られるものから順次、法面防護工、排水工等の防止工事を実施している。

また、県は町が行う防止工事に対し県費助成を行い災害の未然防止に努めている。

#### (4) 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備の向上

県は、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の

必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①要配慮者利用施設に係る危険箇所、②避難所や避難路を有する危険箇所、③がけの状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。

(5) 山地災害対策

県は、山地災害の種類により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区を指定し公表するとともに、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施する。

山地災害危険地区の定義と種類

定義	林野庁や都道府県が、人家や病院、学校、道路等の公共施設などに直接被害がおよぶおそれがある地区を調査し、基準を上回る結果であった箇所を「山地災害危険地区」として把握したもの。
種類	<p>ア 山腹崩壊危険地区 雨や地震などの影響により、山の斜面が崩れ落ちる危険がある地区。宅地と裏山の距離が近い場合、小さな山崩れでも人命にかかわることがある。</p> <p>イ 地すべり危険地区 地下水などの影響により、土地の一部がすべりだす危険がある地区。</p> <p>ウ 崩壊土砂流出危険地区 大雨などの影響により、谷沿いの不安定な土砂が水と一緒に一気に流れ出す（土石流）危険がある地区。下流に民家や公共施設が存在する場所では大きな被害をもたらすおそれがある。</p> <p>※芝山町には山腹崩壊危険地区のみ存在する。</p>

(6) 宅地造成地災害対策

県は、宅地造成工事の施工に当たっては、関係法令等の基準に基づき許可及び確認、工事規制区域の指定等、宅地造成工事の指導を行う。

町は、県が作成した盛土造成地の位置や規模を示すマップ（ちば地震被害想定ホームページ）を周知し、大規模盛土の危険性や災害対策を啓発する。

(7) 土・石・砂利採取場災害対策

県は、土・石・砂利採取場における災害の発生を未然に防止するため、各採取業者及び関係組合に対し、芝山町土砂等埋立て等規制条例・採石法・砂利採取法に基づき、周辺地域の状況等に十分留意して、許可及び指導を行う。

## 第2 液状化対策の推進

### 1 建築物の液状化対策

町は、建築物の基礎等について建築基準法等に定められた構造基準への適合を図るとともに、パンフレットの配布、講演会等の実施により建築物の所有者、設計者に対し、液状化対策に関する普及・啓発に努める。

### 2 道路、下水道施設等の液状化対策

町は、地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合におい

ても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

### 3 液状化に関する広報

(1) 液状化現象の知識普及

町は、県の作成した「液状化しやすさマップ」、「揺れやすさマップ」等を用いて、液状化の危険性を周知する。

(2) 住宅の液状化対策広報の周知

町は、パンフレットの配布等により建築物の液状化工法の知識の普及・啓発に努める。

## 第3 地籍調査の推進

---

町は、災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧・復興に資するため、国土調査事業十箇年計画に基づき県の支援を受けて地籍調査を推進する。

## 第3節 火災の防止

### ■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 出火防止	総務課自治振興係	県、消防本部、消防団
第2 初期消火	総務課自治振興係	消防本部、消防団
第3 延焼の拡大防止	総務課自治振興係	消防本部、消防団

### ■自助・共助の役割

住民	・家庭の出火防止に関すること
自主防災組織等	・地域の初期消火訓練、救命救護講習に関すること
事業所	・事業所の出火防止に関すること ・事業所の初期消火訓練、救命救護講習に関すること

## 第1 出火防止

### 1 一般家庭に対する指導

消防本部は、消防団、自治会、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方法について指導を行い「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震火災の心得の普及及び徹底を図る。

また、住宅用火災警報器を全ての住宅への設置促進、防災製品の活用の啓発を図る。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカー等の普及や自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発するなど、通電火災防止対策を推進する。

### 2 防火対象物の防火・防災管理体制の確立

消防本部は、防火・防災管理者選任義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者、防災管理者の選任を期すとともに、防火・防災管理者選任義務がない防火対象物についても、災害に対する事前対策と災害発生時の応急対策が効果的に行えるよう指導を強化し、職場における防火・防災管理体制の確立を図る。

### 3 予防立入検査の強化指導

消防本部は、消防法第4条の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途に応じた計画的な立入検査等を実施し、防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努める。

### 4 危険物施設等の保安監督の指導

県及び消防本部は、必要に応じて消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導する。

また、消防法第16条の5の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言または指導を行うものとする。

山武郡市広域行政組合火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言または指導を行う。

## 5 化学薬品等の出火防止

県及び消防本部は、出火等のおそれのある化学薬品を取り扱う小中学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的実施し、保管の適正化の指導を行う。

## 6 消防同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

# 第2 初期消火

---

消防本部は、消防団と連携し家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

また、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及、初期消火訓練の指導を行う。

# 第3 延焼の拡大防止

---

## 1 消防力の強化

### (1) 常備消防の強化

消防本部は、消防力を地震時においても最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図る。

また、「山武郡市広域行政組合消防庁舎建築基本計画」及び「山武郡市広域行政組合消防車両等整備計画」に基づき整備を進めるとともに、住宅地の拡大や人口の増加に対して、「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に合わせて資機材の充実、職員の適正な確保、配置に努める。

なお、「山武郡市広域行政組合消防車両等整備計画」のうち、消防長が認める消防車両等については、千葉県消防広域応援隊や緊急消防援助隊として応援可能なものとする。

県は、消防機関における災害時初動体制の強化、現場活動要員の増強、高度な資機材の計画的な整備、現場到着時間の短縮等消防力の強化による住民サービス向上等を図るため、県内の各消防本部の消防力を調査し、管轄区域ごとに消防力の偏りが生じないよう配慮しながら消防の広域化を推進する。

### (2) 消防団の強化

町は、消防団の強化・活性化を図るため、計画的に消防車両を更新するとともに、携帯用無線機、チェーンソー等の資機材を配備し、防災力の強化を図る。また、次の点に留意して消防団員の確保を図る。

ア 消防団に関する住民意識の高揚	イ 処遇の改善
ウ 消防団の施設・装備の改善	エ 女性消防団員の確保の検討
オ 機能別消防団員の確保の検討	
カ 訓練・広報活動を通じた消防団活動への理解促進及び認知度の向上	

## 2 消防水利の整備

町は、地震時の断水に備え、また、周辺水利の充足率や消防団及び地域からの要望等を踏まえ、耐震性貯水槽等の整備や自然水利の活用等による消防水利の計画的な整備を図る。

なお、耐震性貯水槽等の消防水利に関する整備は、必要に応じて消防本部と事前協議を行い、整備した際は、その概要を報告することとする。

## 3 広域応援体制の整備

消防本部は、消防組織法第39条の規定による千葉県広域消防相互応援協定の運用について、相互の連絡体制等を把握し、各種災害に迅速対応ができるようにする。

また、千葉県消防広域応援基本計画に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう、情報受伝達訓練等の各種訓練の実施及び応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

## 第4節 災害に強いまちづくり

### ■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 不燃化、耐震化対策	企画空港政策課都市計画係、教育課文化振興係	県
第2 倒壊物、落下物の安全対策	企画空港政策課都市計画係	県
第3 ライフライン施設の対策	まちづくり課環境下水道係・上水道係	東京電力パワーグリッド株式会社、東京ガス株式会社、LPガス販売業者、東日本電信電話株式会社
第4 道路施設の安全化	まちづくり課道路建設係	県

### ■自助・共助の役割

住民	・住家の耐震化に関すること ・屋内家具、ブロック塀等の危険防止に関すること
自主防災組織等	—
事業所	・事業所建物の耐震化に関すること ・室内設備の危険防止に関すること

## 第1 不燃化、耐震化対策

### 1 建築物の不燃化

#### (1) 防火・準防火地域の指定

町は、市街地における延焼防止を図るため、建築物が密集し震災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物または準耐火建築物の建築を促進する。

#### (2) 建築物の不燃化

町は、防火地域及び準防火地域以外の市街地の延焼を防止するため、建築基準法第22条の規定に基づき屋根の不燃化区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

### 2 建築物の耐震化

町は、「芝山町耐震改修促進計画」（令和3年3月改定）に基づき、次のとおり住宅及び町有建築物の耐震化を行う。

#### (1) 住宅及び民間の特定建築物の耐震化

##### ア 補助制度の普及

木造住宅の耐震診断及び耐震改修費用の補助制度を普及する。

##### イ 知識の普及

町広報、ホームページ等を活用し、耐震化の重要性等について知識の普及を行う。ま

た、県と連携して耐震相談会等を実施する。

(2) 町有建築物の耐震化

「芝山町耐震改修促進計画」で定められた耐震化目標値（現状 72%→100%）を目指し、町有建築物の耐震化を行う。

(3) 文化財の防災対策

町は、文化財保護のための防災対策に努める。

(4) 県、関係団体との連携

県及び建築関連団体と連携して耐震改修促進法による指導、助言等を行う。

## 第2 倒壊物、落下物の安全対策

---

### 1 ブロック塀等の倒壊・落下防止

町は、県と連携して「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」（昭和 58 年 9 月）に基づき、所有者に対する助言・指導、小中学校等の通学路等に面したブロック塀等の点検パトロールと改善指導等を実施する。

また、地震時におけるコンクリートブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、「芝山町危険ブロック塀等対策事業補助制度」（平成 31 年 4 月）を創設し、危険コンクリートブロック塀等の除却工事に要する費用の一部補助を行っており、制度の周知を通じて、コンクリートブロック塀等の倒壊対策を促進する。

さらに、「千葉県屋外広告物条例」に基づき屋外広告物の設置者・管理者に対し、補修等必要な管理を行い、良好な状態を保持するよう啓発に努める。

### 2 落下物・倒壊物対策

町は、県と連携して「千葉県落下物防止指導指針」（千葉県 平成 2 年 11 月）に基づき、建築物の窓ガラス、袖看板等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、当該窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及・建築物の所有者等への啓発等に努める。

### 3 家具・大型家電の転倒防止

町は、家具・大型家電の転倒による被害を未然に防ぐため、ホームページ、広報紙、ハザードマップ等において、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性の啓発に努める。

## 第3 ライフライン施設の対策

---

各ライフライン事業者は、事業計画等に基づき施設の耐震性及び代替性の確保等の対策を推進する。

### 1 上水道施設

町は、水道の安定供給のため、水道施設の建築や管路の布設について、耐震性が担保された施設整備を行う。また、災害時の給水体制を維持するため、給水資機材の備蓄、応急給水拠点の整備を行い、災害対応力を向上させる。

## 2 下水道施設

町は、処理場及び管路施設について、老朽施設の改修等により耐震化を図る。また、非常用電源設備などの整備を推進し、発災後も住民が継続して施設利用できる体制整備に努める。

## 3 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、地震時における電力供給確保の観点から、各種基準に基づき電力施設の耐震性の確保を行う。

## 4 ガス施設

東京ガス株式会社は、ガス製造設備、ガス供給設備などのガス施設そのものを地震災害に強いものとするとともに、供給系統の多重化・拠点の分散、臨時供給設備の整備、緊急遮断装置の設置を推進することにより、二次災害の発生の防止に努める。

## 5 液化石油ガス

LPガス販売業者は、県の指導により転倒・転落防止措置、マイコンメーター等の安全器具の普及に取り組み、消費者に対しては地震時の元栓閉止等の行動の啓発を図る。

## 6 通信施設

東日本電信電話株式会社は、通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう二次的な通信施設の整備を図る。

## 第4 道路施設の安全化

---

町は、災害時の交通を確保するため、緊急輸送道路を定め、整備を実施する。

道路については、崩落等の危険性がある法面の安全対策を実施する。また、橋梁については、「芝山町橋梁長寿命化修繕計画」（令和4年）に基づき、安全性を確保する。

## 第5節 防災施設の整備

### ■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 町防災拠点等の整備	総務課自治振興係・契約管財係・情報公聴係、教育課	
第2 避難施設の整備	総務課自治振興係・契約管財係、教育課、福祉保健課福祉係	
第3 貯水施設等の整備	総務課自治振興係	
第4 ヘリコプター臨時離発着場の整備	総務課自治振興係、福祉保健課保健衛生係	
第5 道の駅の防災機能強化	産業振興課産業振興係	

### ■自助・共助の役割

住民	・避難所、避難経路の確認に関すること
自主防災組織等	・避難所、避難経路の確認に関すること
事業所	・避難所、避難経路の確認に関すること

### 第1 町防災拠点等の整備

町は、役場庁舎、避難所、教育施設、物資等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、通信施設等の災害対策活動の拠点となる施設の整備に努める。また、停電による防災拠点施設への電力供給の停止時に備え、施設の機能維持及び応急復旧業務等に必要となる最低限の電力を確保するため、非常用電源設備を整備する。なお、町は、役場本庁舎、南庁舎、中央公民館及び福祉センターの電力をまかなうための非常用電源設備を整備している。

#### 役場非常用電源設備

設置場所	容量	燃料	連続稼働時間
芝山町役場	200kVA 160kW	A重油 1,950L	約 45.24 時間 (約 1.88 日) ※
芝山町福祉センター	200kVA 160kW	A重油 1,950L	約 45.24 時間 (約 1.88 日) ※

※平常時と同様に電力を使用し続けた場合の運転時間。大規模災害発生時は最低でも3日程度は燃料供給が不可能となる可能性があり、運転時間の延長には使用電力を制限する必要がある。

### 第2 避難施設の整備

町は、災害対策基本法第49条の4から第49条の9に基づき、円滑に避難するための「指定緊急避難場所」、避難者及び住居を失った被災者等を一時滞在させる「指定避難所」を指定するため、同法施行令及び施行規則に適合する施設の調査、選定を行う。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

指定に当たっては県知事への通知及び公示を行うほか、ハザードマップ等で緊急避難場所等を周知するよう努める。

また、避難所での生活が困難な要配慮者等に対応するため、福祉避難所を指定する。

指定緊急避難場所等の指定状況

種 類	機 能	指定状況
指定緊急避難場所	切迫する災害（地震、洪水、土砂災害）から緊急的かつ一時的に避難する施設	小中学校（旧小学校含む）、運動場、公民館、共同利用施設など 計12箇所
指定一般避難所	住居が被災した住民等が一時滞在する施設	小中学校（旧小学校含む。）及び福祉センター 計4箇所
指定福祉避難所	一般の避難所での生活が困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた施設	福祉センター1箇所

## 1 指定緊急避難場所の指定等

### (1) 指定緊急避難場所の指定

町は、災害の種類ごとに、災害から安全を確保する指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で指定し、住民への周知徹底を図る。指定緊急避難場所は災害に対して安全な構造を有する施設または周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

なお、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県知事に通知するとともに公示する。

### (2) 指定緊急避難場所の周知

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合には、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

### (3) 誘導標識の設置

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、外国語を併記するとともに、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

また、現在設置されている看板についても、一般図記号及び外国語を追加した新しい看板に交換するほか、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

## 2 指定避難所の指定等

### (1) 指定避難所の指定

町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け

入れることが可能な構造または設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、平時から指定避難所の所在地、収容人数等を住民に周知するほか、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知する手段の整備に努める。

また、施設の選定に当たっては、災害により施設に重大な被害が及ばないよう既に耐震性、耐火性が確保され、地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものとする。

なお指定避難所を指定または取消したときは、県に通知するとともに公示する。

## (2) 指定避難所の整備等

- ア 災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図る。
- イ 必要に応じ冷暖房施設、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- ウ 上記イの設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大や再生可能エネルギーの活用を含めたエネルギーの多様化に努める。
- エ 救護所、簡易トランシーバー等通信機器等施設・設備の整備に努める。
- オ 要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースを確保する。
- カ 食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、重油、軽油、LPガスなどの非常用燃料を確保する。
- キ 福祉避難所については、障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者に配慮したポータブルトイレ等の整備や生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置体制確保に努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。
- ク 指定福祉避難所を指定する際は受入れ対象者を特定して公示し、平時からその周知に努める。また、個別避難計画の作成等の際に、指定福祉避難所に受け入れる避難行動要支援者を調整し、避難行動要支援者が指定福祉避難所へ直接避難できる体制の整備に努める。
- ケ 間仕切りや照明等、女性に特に配慮した被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
- コ 指定避難所の運営管理のためマニュアルの作成、訓練等を通じて、必要な知識等の普及に努める。この際、住民等に対しては、住民等が主体的に避難所を運営する体制、熱中症の予防、対処法等の普及啓発に努める。
- サ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。
- シ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- ス 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所で感染症患者が発生し

た場合の対応を含め、平常時から防災担当と保健福祉担当が連携して取組を進めるとともに、ホテルや旅館の活用等を含めて検討する。

セ 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

### 3 市街地整備等に伴う避難施設の検討

町は、成田空港の機能強化に伴う移転代替地の整備や新市街地の整備に当たり、芝山町防災施設整備計画に基づき上記と同様の整備を進める。

## 第3 貯水施設等の整備

---

災害時に、応急給水開始までの飲料水を確保するため、町は、避難所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置または防災用井戸の整備を行う。また、成田空港の機能強化に伴う移転代替地の整備や新市街地の整備に当たっては、芝山町防災施設整備計画に基づき貯水槽等の整備を進める。

## 第4 ヘリコプター臨時離発着場の整備

---

町は、物資や傷病者の搬送のために、ヘリコプター臨時離発着場の指定及び見直しを図る。

特に、使用の際に混乱が予想される避難所の臨時離発着場については、避難者の安全性等を考慮し避難所と臨時離発着場の区別等所要の措置を講じる。

## 第5 道の駅の防災機能強化

---

町は、災害時において地域住民や道路利用者、観光客への安全・安心な場や災害情報の提供の場となり得る道の駅「風和里しばやま」について、必要に応じて防災機能強化に努めるものとする。

## 第6節 避難体制の整備

### ■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 避難誘導體制の整備	総務課自治振興係	施設管理者
第2 避難所運営体制の整備	総務課自治振興係・行政係・ 契約管財係、まちづくり課環 境下水道係、教育課	

### ■自助・共助の役割

住民	・避難訓練への参加に関すること
自主防災組織等	・地域の避難誘導體制の確立、避難訓練に関すること ・避難所運営マニュアルの作成に関すること
事業所	・避難誘導計画の作成、避難訓練に関すること

### 第1 避難誘導體制の整備

#### 1 住民等の誘導體制の整備

町は、災害時に避難行動を安全に行うため、自主防災組織等、防災関係機関との避難時の連絡方法等を検討する。

自主防災組織等は、地域住民に対し、災害発生時の避難所、避難経路を周知し、防災訓練等を通じて避難誘導や支援体制を習熟する。

#### 2 施設の誘導體制の整備

各施設の管理者は、施設利用者等の避難誘導計画を作成し、避難訓練により習熟を図る。

### 第2 避難所運営体制の整備

#### 1 避難所運営体制の検討

自主防災組織等は、避難所の開設・運営が円滑に行えるよう班の編成及び役割分担、運営のルール、仮設トイレ設置場所等の施設活用等の運営体制について検討し、地域住民に周知を図る。

なお、男女及び性的少数者、要配慮者が良好な環境で生活できるような運営体制とすることに留意し、女性や子ども等に対する性暴力やDVの発生を防止するように安全に配慮する。

また、避難所に設置された簡易トランシーバーを活用した訓練を実施し、災害対策本部と避難所の円滑な情報伝達体制を確保する。

#### 2 避難所運営マニュアルの普及

町は、災害の規模等を想定して避難所運営マニュアル（令和2年作成）を活用した訓練を行い、町職員、施設管理者、自治会、自主防災組織等による避難所運営体制を整備する。

また、避難所の生活環境については、スフィア・ハンドブックによって定められている「人

道憲章と人道対応に関する最低基準」(スフィア基準)を下回ることがないように努める。

### 3 ペットの避難についての周知及び検討

町は、ペットの同行避難に備えて、避難生活時におけるペットの取り扱いについて、獣医師会や関係団体等との協力体制について検討する。

また、避難所でのペットの管理責任は原則としてすべて飼い主にあり、飼い主は餌や移動用のキャリーバッグ、ケージなどの管理・飼育用品をすべて用意しておく必要があることを住民に対して周知徹底を図る。

### 4 新型インフルエンザ等感染症対策

町は、避難所における感染症(新型インフルエンザウイルス、新型コロナウイルス等)を防止するため、次の対策を推進する。

#### (1) 避難行動の周知

避難所での感染を防止するため、災害時には危険な場所にいる人は避難することが原則のもと、適切な避難行動を住民に周知する。

ア ハザードマップによる避難の要否(避難が必要な区域等)の確認

イ 避難時の持出品(マスク、体温計等)の準備

ウ 避難所以外の避難先(親戚、知人宅等)の確保

#### (2) 自宅療養者等の避難確保

平時から山武保健所と連携し、避難指示等発令時における自宅療養者の避難の方法、避難先について検討する。

#### (3) 避難所の確保

避難所の過密を防止するため、災害初期から開設する避難所を増設するほか、町内の宿泊施設や研修施設との災害応援協定を推進するとともに、これらの施設への優先避難者(高齢者、基礎疾患を有する方等)を検討する。

#### (4) 避難所の環境整備

避難所における感染防止に必要な装備や備品(フェイスシールド、非接触型体温計、消毒液、パーティション、段ボールベッド等)を備蓄し、避難所配備職員等に対応を習熟する訓練を実施する。

## 第7節 要配慮者への対策

### ■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 在宅の要配慮者への対策	福祉保健課、総務課自治振興係	芝山町社会福祉協議会
第2 社会福祉施設等における 防災対策	福祉保健課、総務課自治振興係	施設管理者
第3 外国人への対策	総務課自治振興係・情報公聴 係、福祉保健課	

### ■自助・共助の役割

住民	・要配慮者の把握、避難支援への参加に関すること
自主防災組織等	・要配慮者の把握、避難支援体制の構築に関すること
事業所	—

### 第1 在宅の要配慮者への対策

#### 1 避難支援プラン（全体計画）の推進

町は、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、自治会や自主防災組織などの地域社会全体で避難行動要支援者を支援するために策定した「芝山町避難行動要支援者避難支援計画」を推進し、支援体制を整備する。

#### 2 避難行動要支援者名簿の作成

町は、「芝山町避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者名簿の作成及び更新を行う。

##### (1) 名簿に掲載する範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する範囲は次のとおりとする。

#### 避難行動要支援者名簿の重要事項

項目	内容
避難支援等関係者となる者	ア 自治会等地域団体 イ 芝山町民生委員児童委員協議会 ウ 芝山町社会福祉協議会 エ 芝山町消防団 オ 山武郡市広域行政組合消防本部 カ 千葉県警察 キ 自主防災組織

項目	内容
避難行動要支援者となる者	ア 身体障がい者のうち障がい者手帳を有する者で、障がいの程度が1級または2級の者 イ 知的障がい者のうち療育手帳を有する者で、障がいの程度が㉔、㉕の1、㉖の2、Aの1またはAの2の者 ウ 精神障がい者のうち精神障がい者保健福祉手帳を有する者で、障がいの程度が1級の者 エ 要介護認定者で要介護3以上の者 オ 70歳以上のみの世帯に属する者 カ その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者として本人またはその代理人が希望した者
名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法	ア 要介護認定情報 イ 各種障害者手帳情報 ウ 母子健康手帳の発行状況 エ 住民基本台帳 オ 民生委員をはじめとする各種相談員からの情報 カ 福祉団体などの関係団体からの情報
名簿の更新	ア 内容の確認、更新を随時実施する。 イ 本人、家族、支援者からの届け出に応じて随時修正する。
名簿情報の提供における情報漏えい防止措置	町は、本人等が情報提供に同意した名簿情報を避難支援等関係者に平時から提供し、次の情報漏えい防止措置を講じる。 ア 自治会、消防団及び自主防災組織に提供する場合は協定を締結するなどし、守秘義務を確保する。自治会、消防団及び自主防災組織は、提供された名簿を施錠可能な場所へ保管するなど適正な保管を行う。 イ 社会福祉協議会、消防機関及び警察機関の職員並びに民生委員は、法に基づく守秘義務を確認する。
避難行動要支援者の円滑な避難のための情報伝達の配慮	ア 地域の災害環境や要支援者の特性を踏まえ、迅速かつ確実に要支援者及び支援協力者 <sup>※</sup> への情報伝達体制を整備する。 イ 緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合は、支援協力者等が要支援者の居宅を直接訪問することも考慮する。
避難支援等関係者の安全確保	ア 支援協力者への避難情報の確実な伝達体制の整備に努める。 イ 支援協力者が自分や家族の安全確保を前提として可能な範囲で要支援者を支援する制度であることを普及する。

※ 支援協力者とは、個々の避難行動要支援者を支援する地域住民で、要支援者本人や避難支援等関係者が選定する。

## (2) 情報の管理、更新、提供

個人情報保護の観点からデータ流出の防止等、情報の適切な管理を行う。

また、最新の避難行動要支援者情報を把握し、適時内容を更新する。また、情報の提供は避難支援等の実施に必要な限度で、紙媒体により実施する。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように名簿情報の適切な管理に努める。

## 3 個別避難計画の策定

町は、避難行動要支援者ごとの避難支援体制を整備するため、災害対策基本法による個別避難計画の策定に努める。

(1) 個別避難計画の内容

個別避難計画は、避難行動要支援者名簿情報の申し込み情報のほか、福祉保健課及び町民税務課で所管している対象者の情報等を用いて作成する。なお、個別避難計画には、次の情報を記載する。

ア 氏名	イ 性別	ウ 生年月日
エ 住所	オ 世帯人数	カ 電話番号
キ 行政区分	ク 支援が必要な理由	ケ かかりつけ医院
コ 緊急連絡先	サ 避難支援等実施者の氏名、住所、連絡先	
シ 避難施設、避難経路	ス その他必要があると認められる情報	

(2) 個別避難計画の体制

ア 民生委員、社会福祉協議会、自治会等は、個別避難計画の作成及び更新において、状況調査等が必要な場合、個人情報の保護に配慮しながら、状況調査、把握を行うとともに、状況について町に報告する。

イ 要支援者本人やその家族は、近隣に居住する知人等に、ボランティアとしての支援協力（避難支援等の実施）を依頼するよう努める。

ウ 自治会等関係機関は、支援協力者（避難支援等実施者）を見つけられない要支援者本人等から依頼があった場合は、その選定に協力する。

エ 支援協力者（避難支援等実施者）は、日頃から要支援者とコミュニケーションを図り、信頼関係の醸成に努める。

(3) 個別避難計画の管理等

ア 個別避難計画のバックアップ

庁舎の被災等を考慮し、個別避難計画のバックアップ体制を築いておく。また、個別避難計画情報の提供に際し、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう適切な措置に努める。

イ 個別避難計画情報の適正管理

国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

(4) 避難支援等関係者への個別避難計画情報の事前提供

避難行動要支援者の同意等を得た上で（条例に特別の定めがある場合を除く。）、避難支援等関係者に平時から個別避難計画を提供、共有する。また、個別避難計画を提供された避難支援等関係者に対し、情報の漏えい防止に必要な措置を講ずる。

(5) 個別避難計画の更新

避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映するため、適宜、個別避難計画を更新する。

(6) 個別避難計画未作成者の支援体制の整備

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など必要な配慮をする。

(7) 地区防災計画との整合

地区防災計画を作成する際は、地区全体の円滑な避難、地区内居住者の個別避難計画との一体的な運用のため、両計画の整合を図り、訓練等に努める。

(8) 県との連携

県に個別避難計画等の作成状況を報告し、必要に応じて助言を求める。

#### 4 福祉避難所の指定

要配慮者に特別な配慮をするための福祉避難所を指定し、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県 令和4年3月）を参考とし、避難生活に必要な資機材等の避難施設等への配備、要配慮者に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

また、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するとともに、平時から要配慮者及びその支援協力者等に対し積極的な周知に努める。

## 第2 社会福祉施設等における防災対策

---

### 1 施設の安全対策

社会福祉施設管理者は、施設の耐震化等、災害に対する安全性の向上に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄、非常用電源等の防災設備の整備に努める。

### 2 組織体制の整備

社会福祉施設管理者は、消防本部の指導などを受け、防火管理者等を中心として防災組織を整え職員の任務分担、動員網、緊急連絡体制等を明確にするなど、防災組織体制の整備や災害応急計画の作成を行う。

また、平常時から施設入所者、通所者及び職員と地域住民との交流に努め、災害時には、地域住民の協力が得られるよう、必要な体制づくりを進める。

### 3 防災学習・防災訓練・情報伝達体制の充実

社会福祉施設管理者等は、職員や入通所者等に対し、災害に関する知識や災害時にとるべき行動について、理解や関心を高めるための実践的な防災学習と防災訓練を定期的に行う。

## 第3 外国人への対策

---

町は、外国人を要配慮者と位置づけ、多言語による広報、避難所標識の多言語化、外国人への防災訓練・防災教育を行うよう努める。

また、日本語理解が十分でない外国人と、コミュニケーションをとるため、翻訳機器の配置やアプリの活用などを検討していく。

## 第8節 帰宅困難者対策

### ■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 一斉帰宅の抑制	総務課自治振興係、町民税務課国保年金係	芝山鉄道株式会社
第2 帰宅困難者の安全確保	総務課自治振興係、町民税務課国保年金係	芝山鉄道株式会社、各施設管理者

### ■自助・共助の役割

住民	—
自主防災組織等	—
事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲料水、食料、物資等の備蓄に関すること</li> <li>・ 従業員への帰宅困難対策の周知、安否確認等の訓練に関すること</li> <li>・ 一時滞留施設の提供に関すること</li> </ul>

### 第1 一斉帰宅の抑制

#### 1 基本原則の周知・徹底

町は、ホームページ等により「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の周知徹底を行う。

また、事業所等に対し、従業員、教職員、児童・生徒等を一定期間収容するための食料・飲料水及び生活必需品の備蓄や家族を含めた安否確認等の体制整備や、各種訓練を実施するように要請する。

#### 2 安否確認手段の普及・啓発

町は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板「web171」、災害用ブロードバンド伝言板、SNS、IP電話など、一般電話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験することで、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行う。

#### 3 情報連絡体制

町は、芝山鉄道株式会社と交通機関停止時の旅客の避難対応について協議を行う。

### 第2 帰宅困難者の安全確保

町は、所管施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、帰宅が困難となった者を一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。民間施設については、当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定する。

また、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

## 第9節 防災体制の整備

### ■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 町の防災体制の整備	総務課自治振興係・契約管財係、企画空港政策課都市計画係、産業振興課産業振興係、福祉保健課福祉係	
第2 学校等の防災体制の整備	教育課、福祉保健課子育て支援係	小中学校・保育所、子育て支援センター

### ■自助・共助の役割

住民	—
自主防災組織等	—
事業所	—

### 第1 町の防災体制の整備

#### 1 研修等の実施

町は、職員に対する防災知識、災害対策本部事務分掌における役割の分担等に関する職員研修を実施する。

また、発災時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」、「最悪事態を想定して行動せよ」、「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則って迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修を行うとともに、日ごろから、国、県、防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組む。

#### 2 マニュアルの作成

町は、災害発生時の対応を迅速かつ的確に行えるよう、災害対策本部事務分掌に定められた自らの対応について、内容や手順をまとめたマニュアルを作成する。

#### 3 業務継続計画（BCP）の作成

町は、業務継続計画（BCP）をまとめ、平常時から各部のリスクの軽減を行えるように努める。また、重要業務の多くはICTに依存していることから、業務全体のBCPが未策定でも、これに先立ちICT-BCPを作成し、業務の継続性を高めるよう努める。

#### 4 デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

町は、3D都市モデルを活用した災害ハザード情報の可視化に取組み、防災の観点でのデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進する。

## 5 広域避難の受入れ体制の整備

町は、他地域の災害発生により広域避難の受入れ要請があった場合の対応や、担当部署等を定めるなど受入れ体制を整備する。

## 6 指定管理者との連携

災害対策拠点としての活用が期待される町内の公共施設のうち指定管理者が管理する施設について、町は、同施設の災害対策拠点機能（避難所、一時滞在施設、物資集積所など）や災害時における役割分担等を指定管理者と協議する。

## 第2 学校等の防災体制の整備

---

小中学校では、県が作成した「学校における地震防災マニュアル」（千葉県 平成24年3月）に基づき、授業中や保護者への引渡しなどへの教職員の対応や、特別な支援を必要な児童・生徒への対応等についての防災体制を確立する。

その他、保育所等においても、災害発生時の対応を定めたマニュアル等を作成し、防災体制を確立する。

## 第10節 応急対策体制の整備

### ■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 医療救護体制の整備	福祉保健課保健衛生係	県（山武保健所）、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会、山武郡市薬剤師会
第2 情報連絡手段の整備	総務課自治振興係・情報公聴係	消防本部
第3 備蓄・物流対策	総務課自治振興係、企画空港政策課企画調整係、産業振興課産業振興係、教育課	県
第4 給水用資器材の整備	総務課自治振興係、企画空港政策課企画調整係、まちづくり課上水道係	
第5 緊急輸送体制の整備	総務課自治振興係・契約管財係、産業振興課農政係、まちづくり課道路建設係	
第6 ボランティア受入れのための環境整備	福祉保健課、総務課自治振興係、企画空港政策課企画調整係	芝山町社会福祉協議会
第7 受援体制の整備	総務課自治振興係、まちづくり課上水道係	県

### ■自助・共助の役割

住民	—
自主防災組織等	—
事業所	—

## 第1 医療救護体制の整備

町は、県（山武保健所）、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会及び山武郡市薬剤師会と連携し、非常時の連絡網など非常時の連絡体制の整備を促進する。

また、医師会及び薬剤師会等は、医薬品等の備蓄に関する情報や患者の医薬品管理情報等を災害時に有効活用するため、医師会、薬剤師会等におけるデータベースの整備、災害時の停電や通信の輻輳によってデータベースへのアクセスが不能となる事態に備えた非常用電源の確保やデータのバックアップ等を促進する。

## 第2 情報連絡手段の整備

### 1 防災行政無線の整備

町は、住民に正確な情報が伝達できるよう、町防災行政無線の整備拡充に努める。

また、成田空港の更なる機能強化に伴う土地利用の変化に対応し、屋外子局を適正に配置する。

## 2 防災情報メール等の活用

町は、住民に対して、芝山町情報メール及び緊急速報メールにより避難情報等の伝達を行っていることを周知し、登録を促進するほか、Lアラートによってテレビのデータ放送、ラジオ、インターネット等で避難情報等を伝達していることについて周知する。

また、情報メールやLアラート等を利用した訓練を実施するなど、円滑な情報伝達体制を確保する。

## 3 消防通信体制の整備

災害時の消防機関内における連絡系統の確保をより確実にするため、消防防災情報通信施設・連携・協力実施計画に基づき必要となる高機能消防指令センターの更新整備、消防通信ネットワークシステムの強化の推進等、消防通信体制の強化を図る。

## 4 その他の通信の確保

町は、SNS等の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

# 第3 備蓄・物流対策

---

## 1 自助による備蓄の促進

### (1) 家庭内備蓄の推進

町は、各家庭における食料・飲料水等の備蓄について「最低3日、推奨1週間」分の食料や飲料水、生活必需品を備蓄すること、モバイルバッテリーなどを格納した非常用持ち出し袋を備えること、最低限備えるべき品目や量、普段使用しているものを災害時にも使用する方法などについて意識の普及啓発を図る。

特に、家族に要配慮者や食物アレルギーをもつ家庭では、介護用具、医薬品、医療用器材、専用食料などの備蓄を行うようにする。

### (2) 備蓄の推進

町は、事業所における食料・飲料水等の備蓄について、従業員等の「最低3日、推奨1週間」分の食料や飲料水、さらには、集客施設を有する事業所においては、来場者の一時的な滞留等を想定した備蓄を検討することについて意識の普及啓発を図る。

## 2 公的備蓄の整備

### (1) 備蓄の推進

町は、「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」（千葉県 平成24年8月）を参考とし、備蓄目標を次のように定め、備蓄品等（感染症対策を含む。）の整備を図る。

なお、備蓄物資の選定に際しては、食物アレルギーに配慮するほか、男女のニーズの違いや子育て（特に乳幼児）家庭のニーズに配慮した女性用品、乳児用品、要配慮者用の資

機材等を備蓄するよう努める。

#### 備蓄目標の設定

- ・ 公的備蓄は、自助・共助で行われる備蓄物資を補完することを基本とする。
- ・ 発災後4日目からは救援物資等で確保が可能と想定し、3日間を備蓄で対応する。
- ・ 対象者は、建物倒壊により、家庭内備蓄を持ち出せない避難者とする。
- ・ 千葉県地震被害想定調査（平成26・27年度）において、千葉県北西部直下地震で震源に近い市町村（千葉市等）では、建物倒壊による避難者は人口の約15%程度とされている。
- ・ 芝山町では、防災アセスメント調査を行っていないため、上記を参考に人口の15%を町が物資を確保する対象者とする。
- ・ また、令和2年国勢調査における芝山町の昼間人口比率が、172.5%であることを踏まえ、自助・共助を補完する観点より帰宅困難者対策としての備蓄も推進する。
- ・ そこで、芝山町の人口を7,033人とし、これに、帰宅困難者となりうる人口比率を加味して12,132人を備蓄目標を算定する上での人口の基準とする。  
 $12,132 \text{ 人} \times 15\% \times 3 \text{ 日} \times 3 \text{ 食} \approx 16,378 \text{ 食}$  を目標とする。

#### (2) 民間との協定締結

町は、備蓄に適さない物資や備蓄することが困難な物資、4日目以降の物資確保のために民間流通事業者との協定等により確保できる体制を構築する。

また、物資の集積拠点を選定し、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等について民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携するなどの体制整備に努める。

また、町は、選定した集積拠点を県へ報告する。

なお、物資の集積拠点を選定するに当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。

#### (3) 県との情報の共有

県は、市町村の備蓄を補完し、災害応急活動を円滑に実施するための物資等を備蓄している。

町は、物資調達・輸送調整等支援システムに備蓄情報や物資集積所を登録、共有し、県の備蓄等の活用を図る。

### 3 備蓄倉庫の整備

町は、災害時の避難所となる小中学校等に食料毛布など防災用品の備蓄を図る。また、人口動態等を考慮した分散備蓄を推進し、成田空港の機能強化に伴う移転代替地の整備や新市街地の整備に当たっては、芝山町防災施設整備計画に基づき防災備蓄倉庫の設置を進める。

## 第4 給水用資器材の整備

町は、被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水用資器材の整備・充実を図る。

## 第5 緊急輸送体制の整備

---

### 1 緊急輸送道路の指定

町は、県の緊急輸送道路と防災拠点となる施設を結ぶ道路を、町緊急輸送道路として指定する。

### 2 輸送拠点の整備

町は、救援物資の受入れのための物資拠点施設を指定し、保管方法、輸送車両の進入ルート等の受入れ方法について検討する。

### 3 車両等の確保体制の整備

町は、町有車両について緊急輸送車両の事前申請を山武警察署に行う。

また、災害発生時の物資の輸送等をするために必要な車両及び燃料の調達体制を整備する。

## 第6 ボランティア受入れのための環境整備

---

### 1 受入れ体制等の整備

町は、災害時のボランティアの受入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう芝山町社会福祉協議会等の関係団体と協議して、災害ボランティアセンターの設置場所、必要な資機材の確保、運営方法等の受入れ体制を整備する。

### 2 ボランティア意識の啓発

町は、「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～21日）を中心に県で実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、ボランティア意識の啓発を図る。

また、「防災の日」（9月1日）及び「防災週間」（8月30日～9月5日）を中心に実施する防災訓練等に住民等とボランティア団体等の参加を求めることにより、ボランティア活動に対する啓発と連携を強化する。

### 3 ボランティアの育成

町は、ボランティア団体等に対し、県、日本赤十字社千葉県支部等が開催する研修会や講習会への参加を促し、防災ボランティアリーダーや災害ボランティアコーディネーターの養成に努める。

## 第7 受援体制の整備

---

### 1 広域応援協定の締結

町は、大規模な災害を想定して、遠隔地の市町村と相互応援協定の締結を図る。

## 2 受援体制の整備

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて他の自治体や防災関係機関から円滑な応援を受けることができるよう、町の受援担当、要請先、連絡手順、連絡調整方法、役割分担、応援部隊の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等を明確にした受援計画を作成する。

計画作成に当たっては、東京湾北部地震など南関東地域が広域的に甚大な被害となり、南関東以外からの広域的な受援が必要となるケースや、千葉県北西部直下地震など県西部以外からの応援が可能となるケースなど、想定地震の特性や応援パターンを考慮する。

## 第2章 災害応急対策計画



## 第1節 災害応急活動体制

### ■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 防災体制の確立	各班	
第2 災害警戒体制	各班	
第3 災害対策本部体制	各班	
第4 災害対策本部解散後の体制	各班	
第5 防災関係機関との連携	総務班	県、消防本部、山武警察署、自衛隊
第6 災害救助法の適用	総務班	

### ■自助・共助の役割

住民	—
自主防災組織等	—
事業所	—

## 第1 防災体制の確立

### 1 防災体制

本町の防災体制は、次のとおりである。

体制	配備基準	活動内容	発令権者	配備体制
参集準備体制	・町域に震度4の地震が発生したとき	参集可否の確認、人員決定	総務課長 (不在のときは自治振興係長)	
災害警戒体制	第1配備 ・町域に震度4の地震が発生し、かつ町長が必要と認められたときまたは町内で長周期地震動の階級3以上が観測されたとき ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表され、かつ町長が必要と認められたとき	主として情報の収集伝達活動を実施する体制	総務課長 (不在のときは自治振興係長)	次の班の必要な職員 総務班 まちづくり班
	第2配備 ・町域に震度5弱の地震が発生したとき(自動配備) ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表され、かつ町長が必要と認められたとき ・その他、被害が発生し、町長が必要と認められたとき	第1配備体制を強化するとともに、災害対策本部の設置に備える体制	総務課長 (不在のときは自治振興係長)	次の班の必要な職員 総務班 町民税務班 福祉保健班 まちづくり班 企画空港政策班 産業振興班 教育班

災害対策本部体制	第3配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町域に震度5強以上の地震が発生したとき（自動配備）</li> <li>・町域に災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、町長が必要と認めたとき</li> </ul>	災害対策本部の総力を挙げて対処する体制	町長 (不在のときは副町長)	全職員を動員
----------	------	--	---------------------	-------------------	--------

※自動配備とは、町長の指示があったとみなして、本部設置及び配備を自動的に行うものである。

## 2 動員・配備

### (1) 配備の決定

自動配備以外の場合は、総務課長が町長へ情報を伝達し、町長が配備を判断する。

災害対策本部の設置を必要としない程度の災害発生については、「芝山町行政組織規則」に基づき、次のように、各主管の長においてそれぞれ災害対策に当たり、対策全般の総合調整を総務課長が行う。

<p>ア 各主管の長は、それぞれの主管業務に関して災害発生を知った場合、直ちに必要事項を総務課長に連絡する。</p> <p>イ 総務課長は、各主管の長からの報告を集約し、必要な指示を出し、各主管業務が円滑に行われるよう調整する。</p>
--

### (2) 動員の方法

勤務時間内は、口頭等により動員を伝達する。

勤務時間外で、自動配備に該当する場合は、原則として動員連絡は行わない。配備に該当する職員は、震度、警報等のレベルに応じて、指令を待つことなく参集する。

勤務時間外で町長の決定による配備は、職員参集メールシステムまたは総務課長から各課長経由での電話等により情報の伝達を行う。

## 3 配備場所

配備場所は、原則として次のとおりとする。

体制	対象	参集場所
災害警戒体制	参集対象職員	役場南庁舎執務室
災害対策本部体制	課長 (災害対策本部員)	役場南庁舎1階研修室 (災害対策本部室)
	総務課職員 (災害対策本部事務局員)	役場南庁舎執務室
	その他職員	役場本庁舎

## 4 消防団員の動員

災害対策本部を設置した場合、町は、電話等を利用して消防団長に伝達する。消防団長は、出勤を副団長へ指示し、副団長は各分団長に対し出勤要請する。

## 第2 災害警戒体制

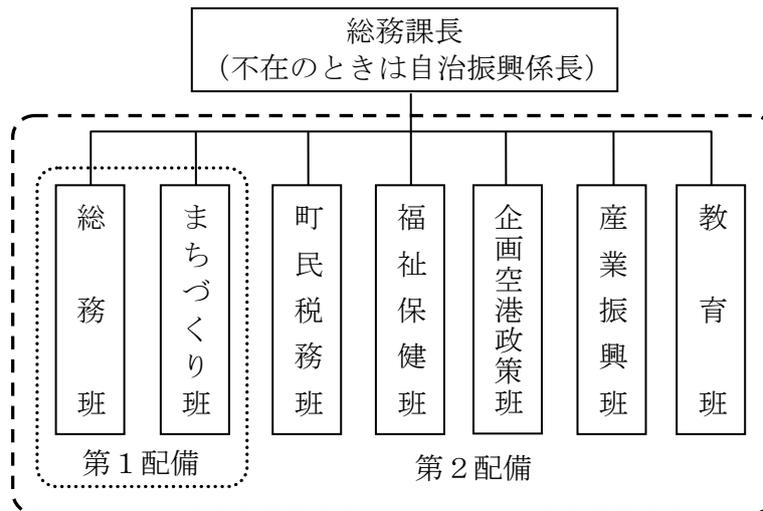
### 1 災害警戒体制の活動内容

災害警戒体制の活動内容は、おおむね次のとおりとする。

#### 災害警戒体制の活動内容

ア 地震情報の収集、伝達	イ 被害情報の収集・整理
ウ 県及び関係機関等との連絡調整	エ 県への被害報告

#### 災害警戒体制の組織



### 2 災害警戒体制の解除等

#### (1) 災害警戒体制の解除

総務課長は、災害のおそれが解消した場合、災害警戒体制を解除する。

#### (2) 災害対策本部体制への移行

町長は、被害が拡大したとき、もしくは拡大のおそれがある場合、必要に応じて災害対策本部体制への移行を図る。

## 第3 災害対策本部体制

### 1 災害対策本部の設置・廃止

#### (1) 災害対策本部の設置・廃止

町長は、次の基準に達した場合は、災害対策本部を設置・廃止する。災害対策本部の本部長は町長とし、事務を統括する。

#### 災害対策本部の設置・廃止基準

設置	ア 震度計が震度5強以上を記録したとき（自動配備）
	イ 町域に災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めたとき

廃止	ア 災害発生のおそれなくなったと認めるとき
	イ 震災予防及び応急対策がおおむね終了したと認めるとき

(2) 設置場所

災害対策本部は、芝山町役場南庁舎1階研修室に設置する。庁舎が被災した場合は、芝山文化センターに設置する。

(3) 本部設置・廃止の通知

災害対策本部を設置または廃止した場合、電話その他適当な方法により県、山武警察署、消防本部、報道機関等に通知する。

(4) 現地災害対策本部

本部長は、応急対策を実施する上で必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

## 2 災害対策本部の運営

(1) 職務権限

災害対策本部の職務は、芝山町災害対策本部条例に定めるところによる。

災害対策本部には本部長のほか副本部長を置き、本部長を補佐する。なお、副本部長は副町長、消防団長をもって充てる。

本部長、副本部長が不在の場合、総務課長が職務を代行する。

(2) 災害対策本部会議

本部長は、災害に関する情報を分析し、応急対策等の基本方針を協議するため、本部会議を置く。本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成する。

### 災害対策本部の協議事項

ア	本部の配備体制の設定、移行及び廃止
イ	災害情報、被害情報の分析と対策活動の基本方針の決定
ウ	各班の調整・連絡
エ	その他災害対策に関する重要事項

(3) 本部事務局

災害対策本部の事務局は総務班とし、災害活動に必要な情報のとりまとめ、各班との連絡調整及び本部会議の運営を行う。

(4) 災害対策本部の事務分掌

各班は、災害発生から24時間程度は、初動の事務分掌に基づき、被害状況の調査や避難所の開設等に特化した対応を行う。状況に応じ、2日目当たりから、通常の災害対策本部の事務分掌に基づき、対応を行う。

また、各班長は本部連絡員を指名し、本部連絡員は本部事務局及び班内各担当との連絡調整を行う。

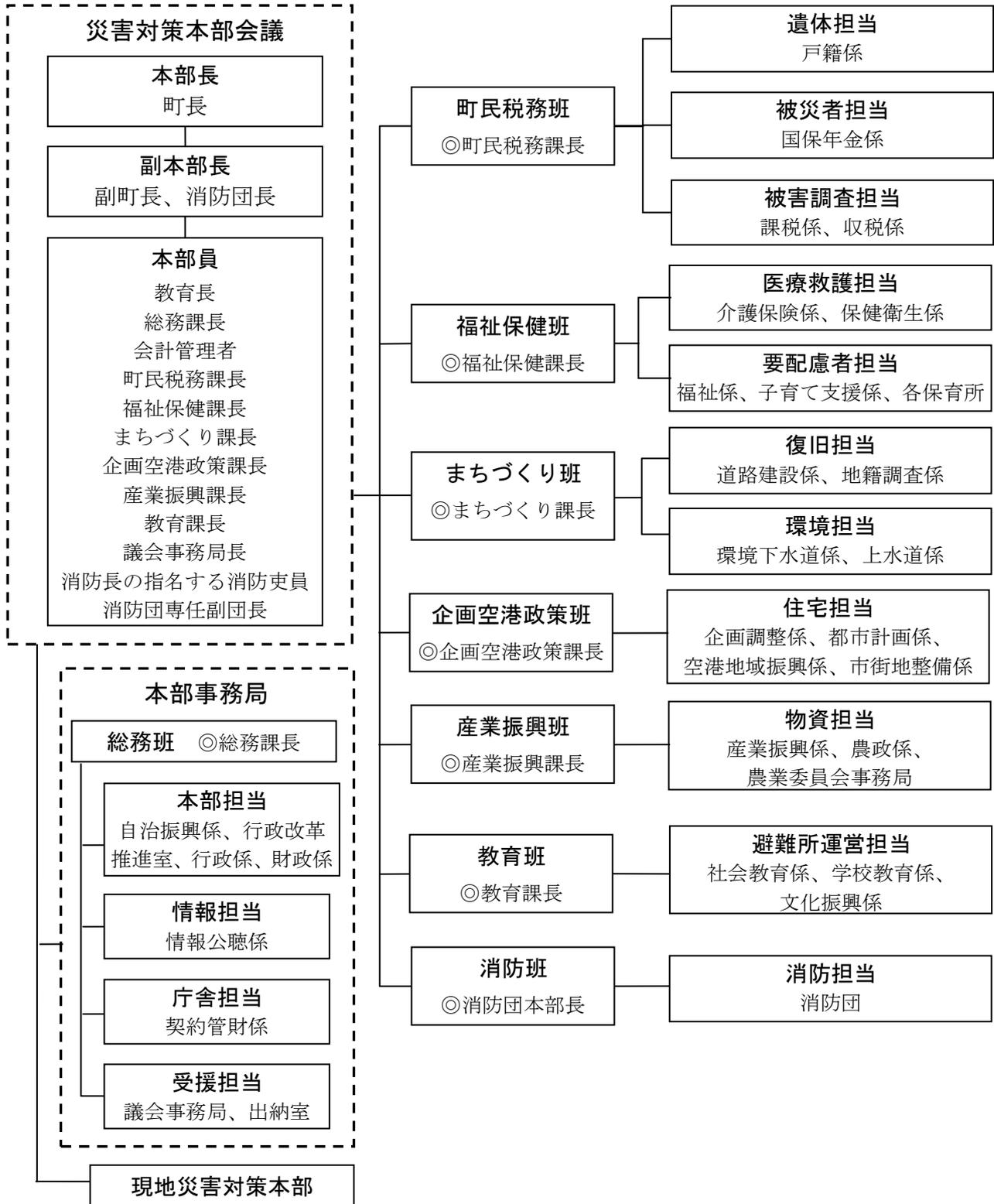
(5) 長期化への配慮

町は、災害対応の長期化に備え、ローテーションを組んで対応に当たる等、災害対応に当たる職員の健康を確保する。

第4 災害対策本部解散後の体制

災害対策本部解散後に、引き続き災害対応が必要な場合は、災害対策本部事務分掌に基づき、業務を所掌する担当課の職員で構成する災害対策班を組織して、全庁的に対応に当たる。調整は、事務局が行う。

災害対策本部の組織



初動の災害対策本部事務分掌（発災直後～3時間程度）

班名	班員	発災直後～3時間	人数配分
総務班	自治振興係、行政改革推進室、行政係、財政係、情報公聴係、契約管財係、議会事務局、出納室	<b>【災害対策本部の設置】</b> 1 災害対策本部の立ち上げ 2 通信機器の点検 3 県等からの情報の受理 4 消防団へ救出救助の要請 5 ライフライン機関から被害情報の収集 6 庁舎の損傷箇所、機能の確認	総務班の職員を体制に応じて町民税務班へ割当
町民税務班	戸籍係、国保年金係、課税係、収税係	<b>【地域の被害状況調査（人命）】</b> 1 各地域において、人命に関わる被害状況（建物倒壊、負傷者、がけ崩れ等）の調査	町民税務班の全職員に加え、総務班の職員を体制に応じて割当
福祉保健班	介護保険係、保健衛生係、福祉係、子育て支援係、各保育所	<b>【医療救護】</b> 1 医療救護活動 <b>【避難所の開設】</b> 1 福祉避難所となる施設の確認 2 福祉避難所の開設 3 避難者の受入れ	福祉保健班の全職員を割当
まちづくり班	環境下水道係、上水道係、道路建設係、地籍調査係	<b>【地域の被害状況調査（道路等）】</b> 1 各地域において、道路、橋梁、上下水道及びがけ地の被害状況（液状化、亀裂、段差、倒木、がけ崩れ等）の調査	まちづくり班、企画空港政策班、産業振興班の全職員を割当
企画空港政策班	企画調整係、都市計画係、市街地整備係、空港地域振興係		
産業振興班	産業振興係、農政係、農業委員会事務局		
教育班	社会教育係、学校教育係、文化振興係	<b>【避難所の開設】</b> 1 避難所となる施設の確認 2 避難所の開設 3 避難者の受入れ	教育班の全職員を割当
消防班	消防団	1 消防施設の被害調査 2 火災状況の確認と消火活動 3 救出、救助活動 4 避難指示、避難情報の伝達及び避難誘導	

初動の災害対策本部事務分掌（3時間程度～24時間程度）

班名	班員	3時間～24時間	人数配分
総務班	自治振興係、行政改革推進室、行政係、財政係、情報公聴係、契約管財係、議会事務局、出納室	<b>【災害対策本部の運営】</b> 1 災害対策本部の運営 2 被害情報の集約、整理、提供 3 通信体制の確保 4 庁舎の機能確保 5 県、関係機関、自衛隊等との連絡調整 6 応援協定先への支援要請 7 緊急通行車両の確保	総務班の全職員を割当
町民税務班	戸籍係、国保年金係、課税係、収税係	<b>【遺体の安置】</b> 1 遺体安置所の開設 2 遺体の安置	町民税務班の全職員を割当
福祉保健班	介護保険係、保健衛生係、福祉係、子育て支援係、各保育所	<b>【医療救護】</b> 1 医療救護活動 <b>【福祉避難所避難者の把握】</b> <b>【安否情報の確認】</b> 1 福祉避難所避難者の受入れ 2 福祉避難所避難者情報の把握 3 在宅医療要配慮者の支援 4 要配慮者の安否確認	福祉保健班の全職員を割当
まちづくり班	環境下水道係、上水道係、道路建設係、地籍調査係	<b>【緊急輸送道路の確保】</b> 1 道路等の障害物の除去 2 道路等の復旧	まちづくり班、企画空港政策班の全職員を割当
企画空港政策班	企画調整係、都市計画係、空港地域振興係、市街地整備係		
産業振興班	産業振興係、農政係、農業委員会事務局	<b>【物資の調達】</b> 1 水・食料の調達	産業振興班の全職員を割当
教育班	社会教育係、学校教育係、文化振興係	<b>【避難者の把握】</b> 1 避難者の受入れ 2 避難者情報の把握	教育班の全職員を割当
消防班	消防団	1 消火活動 2 救出・救助活動 3 行方不明者の調査 4 災害広報に関する住民周知	

災害対策本部事務分掌（2日目程度～）

班名 ◎は班長	班員		事務分掌
総務班 ◎総務課長	本部担当	自治振興係、 行政改革推進室、 行政係、 財政係	1 災害対策本部の設置及び運営に関すること 2 避難指示等の発令に関すること 3 本部長からの命令及び伝達に関すること 4 本部会議の運営に関すること 5 各班の総合的把握及び連絡調整に関すること 6 現地対策本部に関すること 7 県、関係機関、自衛隊等との連絡調整に関する こと 8 応援協定先への支援要請に関すること 9 職員、消防団の動員に関すること 10 広域避難に関すること 11 災害救助法の適用に関すること 12 災害関係予算に関すること 13 防犯に関すること
	情報担当	情報公聴係	1 通信体制の確保に関すること 2 被災情報の収集・提供に関すること 3 報道機関との連絡調整に関すること 4 災害の記録及び広報に関すること
	庁舎担当	契約管財係	1 庁舎の機能確保に関すること 2 緊急通行車両及び緊急輸送に関すること
	受援担当	議会事務局、 出納室	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること 2 応援受入れに関すること 3 災害見舞及び視察者に関すること 4 災害見舞金等の受入及び礼状に関すること
町民税務班 ◎町民税務課長	遺体担当	戸籍係	1 遺体安置所の開設に関すること 2 遺体の処理及び埋葬等に関すること
	被災者担当	国保年金係	1 住民の安否情報の収集及び提供に関すること 2 被災者台帳に関すること 3 相談窓口の設置に関すること 4 帰宅困難者に関すること
	被害調査 担当	課税係、 収税係	1 住家の被害認定調査に関すること 2 罹災証明に関すること 3 税制措置に関すること
福祉保健班 ◎福祉保健課長	医療救護 担当	介護保険係、 保健衛生係	1 医療救護及び助産に関すること 2 被災者の健康保持に関すること 3 防疫に関すること 4 在宅医療要配慮者に関すること
	要配慮者 担当	福祉係、子育て 支援係、各 保育所	1 避難支援に関すること 2 福祉避難所の設置に関すること 3 ボランティア活動に関すること

班名 ◎は班長	班員		事務分掌
まちづくり班 ◎まちづくり課長	復旧担当	道路建設係、 地籍調査係	1 道路、橋梁の被害調査及び復旧に関する事 2 河川・道路排水の被害調査及び復旧に関する事 3 道路等における障害物の除去に関する事 4 災害廃棄物の処理への協力に関する事 5 土砂災害対策に関する事
	環境担当	環境下水道係 上水道係	1 災害廃棄物に関する事 2 被災地の環境維持に関する事 3 飼養動物対策に関する事 4 放射線物質対策全般に関する事 5 下水道の被害調査及び復旧に関する事 6 し尿に関する事 7 給水に関する事
企画空港政策班 ◎企画空港政策課長	住宅担当	都市計画係、 企画調整係、 空港地域振興係、 市街地整備係	1 住宅の応急修理に関する事 2 建築物や宅地の応急危険度判定に関する事 3 応急仮設住宅に関する事 4 公園施設の被害調査及び復旧に関する事 5 成田国際空港との連絡調整に関する事 6 復興計画の策定に関する事
産業振興班 ◎産業振興課長	物資担当	産業振興係、 農政係、農業 委員会事務局	1 物資の調達及び配分に関する事
教育班 ◎教育課長	避難所運営 担当	社会教育係、 学校教育係、 文化振興係	1 避難所運営に関する事 2 応急教育計画に関する事 3 被災児童・生徒に関する教科書、学用品等の 支給に関する事
消防班 ◎消防団本部長	消防担当	消防団	1 救出・救助活動に関する事 2 行方不明者の調査に関する事 3 給水活動に関する事 4 その他、他の班の協力に関する事

## 第5 防災関係機関との連携

### 1 防災関係機関との連携

本部長は、災害の状況に応じて防災関係機関に先遣隊や連絡調整員の派遣を求め、必要な調整等を行う。

また、国や県、防災関係機関の先遣隊や連絡調整員が町本部に派遣された場合や現地災害対策本部が町内に設置されたときは、本部事務局との連絡体制を確保して十分な連絡調整を行う。

なお、県は災害即応体制時から、あらかじめ選定した県職員を情報連絡員（リエゾン）として町に派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

## 2 県との連携

大規模災害により県が被災状況を把握できず、県が町へ情報連絡員（リエゾン）を派遣した場合、町は本部事務局に情報連絡員を受入れ、県との連絡調整を行う。

また、県災害対策本部会議に町職員の出席を求められた場合、本部長は副本部長その他の本部員等の中から適切な職員を指名し、県に派遣する。

## 3 合同調整所の設置

町または県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図る。

# 第6 災害救助法の適用

災害救助法は、災害にかかった者の救済と社会秩序の保全を目的として制定された法律である。この法律における救助は国の責任において行われ、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われる。救助の実施については知事に全面的に委任されており、救助にかかる費用は県が支弁することを原則として、国はその一定額を負担すると定められている。

町域で発生した災害が、この法律の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて災害救助を実施する。

## 1 災害救助法の適用基準

### (1) 災害が発生した場合

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の第1号から第4号の規定による。本町における具体的適用基準は、次のとおりである。

#### 災害救助法の適用基準

災害救助法適用基準	該当条項
町内の住家が滅失した世帯数が40以上	第1条第1項第1号
県内の住家が滅失した世帯数が2,500以上 そのうち町内の住家が滅失した世帯数が20以上	第1条第1項第2号
県内の住家が滅失した世帯数が12,000以上 そのうち町内の住家が滅失した世帯が多数	第1条第1項第3号 前段
災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、住家が滅失した世帯が多数 ・災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること	第1条第1項第3号 後段
多数の者が生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める次のいずれかの基準に該当するとき ・災害が発生しまたは発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること ・災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、または災害にかかった者の救出に特殊の技術を必要とすること	第1条第1項第4号

(2) 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、本町域がその所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときである。

2 被害の認定基準

住家の滅失、半壊等の認定は、災害の被害認定基準による。

住家が滅失した世帯の算定は、住家の全壊（全焼、流失）した世帯を基準とする。半壊等については、次のとおりみなし換算を行う。

滅失住家の換算

○ 全壊（全焼・流失）住家	1世帯	滅失住家	1世帯
○ 半壊（半焼）住家	2世帯	滅失住家	1世帯
○ 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった住家	3世帯	滅失住家	1世帯

(注) 床下浸水、一部破損は換算しない。

3 災害救助法の適用手続き

- (1) 町域の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するまたは該当する見込みがある場合、本部長は直ちにその旨を知事に報告する。
- (2) 災害救助法施行細則第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事の行う救助の実施を待つことができないとき、本部長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

4 災害救助法による救助の実施機関

- (1) 知事は、県内に災害救助法を適用する災害が発生した場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。
- (2) 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を町長が行うこととすることができる。
- (3) 町長は、上記(2)により町長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。
- (4) なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

災害救助法の救助項目

救 助 の 種 類	
避難所及び応急仮設住宅の供与	避難所
	応急仮設住宅
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	食品の給与
	飲料水の供給
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	
医療及び助産	医療
	助産
被災者の救出	
被災した住宅の応急修理	

生業に必要な資金の貸与
学用品の給与
埋葬
応急救助のための輸送費
応急救助のための賃金職員等雇上費
遺体の搜索
遺体の処理
住居またはその周辺に運ばれた土石、竹材等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（障害物）の除去

※災害が発生するおそれがある場合は、避難所の供与のみ

## 第2節 情報の収集・伝達

### ■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 情報連絡体制の確保	総務班	放送機関
第2 地震情報等の収集・伝達	総務班	県、東京管区気象台
第3 被害情報の収集・報告	総務班、町民税務班、まちづくり班	
第4 災害広報	総務班	
第5 報道機関への対応	総務班	

### ■自助・共助の役割

住民	・地域の被害情報の通報に関すること
自主防災組織等	・地域の被害情報の集約・通報に関すること
事業所	・地域の被害情報の通報に関すること

## 第1 情報連絡体制の確保

### 1 通信手段の確保

町は、通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、次の通信手段を用いて通信を行う。

#### (1) 電話

あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話を活用し連絡を行う。

#### (2) 防災行政無線

防災行政無線（固定系）を用いて、一斉放送を行う。

#### (3) 千葉県防災行政無線・千葉県防災情報システム

県が設置している千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）等により県災害対策本部、関係機関との通信及び総務省消防庁への報告を行う。

#### (4) 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）

緊急地震速報、弾道ミサイル発射等の国民保護関連情報等対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を受信した場合は、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）により、住民等に対して迅速にこれらの情報を伝達する。なお、町は、日頃から本システムの維持・管理に努め、必要に応じてシステムの更新を図る。

### 2 通信施設が使用不能となった場合の措置

町は、通常の通信施設・通信手段をもって連絡することが不能となった場合、または特に緊急を要する事態が生じた時で、他の通信施設を利用した方が速やかに連絡できると認めた場合は、次に掲げる機関の専用電話、もしくは無線等の通信施設を使用する。

#### (1) 関東地方非常通信協議会の構成機関の通信施設

警察通信施設（山武警察署）

#### (2) 上記以外の機関または個人の無線通信施設

### 3 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

町は、災害対策基本法第57条の規定により災害に関する通知、要請、伝達または警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う。

なお、知事、町長が行う避難指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求めるものとする。

## 第2 地震情報等の収集・伝達

町は、千葉県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震情報を速やかに収集する。通信回線の障害・不通時は、テレビ・ラジオから情報を入手する。

なお、消防庁は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により緊急情報を発信している。

### 1 地震情報

地震情報は、次のとおりである。

地震情報の種類

種類	内容
緊急地震速報	最大震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対して発表する。本町の地域名は、千葉県北東部である。
震度速報	地震発生から約1分半後、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分。芝山町は千葉県北東部）と地震の検知時刻を発表する。
震源に関する情報	震度3以上の地震が観測されたとき（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表する。
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合に発表する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・震度3以上。</li> <li>・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時。</li> <li>・若干の海面変動が予想される場合。</li> <li>・緊急地震速報（警報）を発表した場合。</li> </ul> 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上または都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、津波の影響に関して、おおむね30分以内に発表する。
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。
推計震度分布図	震度5弱以上の地震を観測したときに発表する。観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。
長周期地震動の観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測したときに、10分程度で発表する。

## 2 地震情報の伝達

町は、地震情報等について、通報を受けたときは、必要に応じ防災行政無線（固定系）、広報車等により住民に周知する。

## 第3 被害情報の収集・報告

---

### 1 異常現象等の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を町または警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町に通報する。

通報を受けた町は、直ちに次の機関に通報する。

- (1) 銚子地方気象台
- (2) その災害に関係のある近隣市町村
- (3) 最寄りの県出先機関、消防本部及び警察署

### 2 初期情報の収集

#### (1) 被害情報の収集

町は、発災直後に町域を巡回し、人的被害や道路等の被害概況、避難者数を調査する。

#### (2) 関係機関への通報

町は、必要に応じて情報を消防本部、山武警察署、山武地域振興事務所に通報する。

### 3 災害発生の報告

町は、震度4以上を記録した場合、災害の状況及びこれらに対しとられた措置の概要を県に報告する。県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

震度5強以上を記録した地震にあつては「火災・災害等即報要領」により被害の有無を問わず、第1報について県と併せて総務省消防庁に報告する。

消防本部は、大規模な災害により消防機関への通報が殺到したときは、その通報件数を総務省消防庁及び県に報告する。

### 4 被害調査

町は、初動対応が終了した後、住家の被害調査を行う。また、それぞれの所管についての被害調査を行う。

### 5 被害情報の報告

#### (1) 報告基準、報告先・手段

町及び防災関係機関は、次の基準に該当する災害の場合、各班からの被害情報を取りまとめ、千葉県防災情報システム及び電話・FAXまたは千葉県防災行政無線により県災害対策本部事務局に報告する。

被害情報等の収集報告活動に関する具体的運用は、「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

- ア 震度5弱以上を観測した場合
- イ 気象警報（波浪を除く）が発表された場合
- ウ 町災害対策本部を設置した場合
- エ 災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると県（本部事務局）が認めた場合
- オ 上記以外で、災害等による被害を覚知した場合
- カ 上記以外で、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い事案が発生した場合

(2) 報告すべき事項・区分

県へ報告すべき事項は次のとおりである。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所または地域
- エ 被害の状況（被害の程度等は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき判定する。）
- オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
  - ① 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
  - ② 主な応急措置の実施状況
  - ③ その他必要事項
- カ 災害による住民等の避難の状況
- キ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ク その他必要な事項

(3) 報告責任者の選任

被害情報等の報告に係る責任者として次のとおり定める。

ア 総括責任者

総務課長：防災関係機関における被害情報等の報告を総括する。

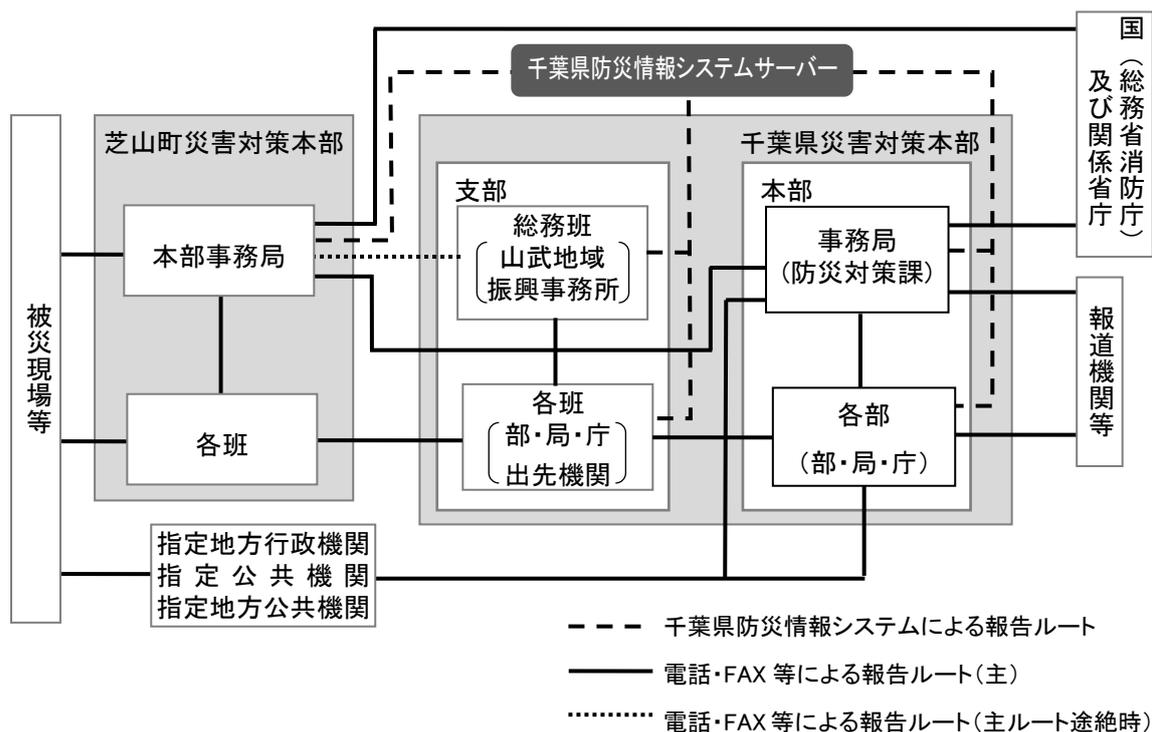
イ 取扱責任者

総務課長：防災関係機関における部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う。

(4) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。

被害情報等の収集報告の流れ



(5) 留意事項

- ア 発災初期の情報収集に当たっては、「千葉県震度情報ネットワークシステム」等により得られた各地の震度情報を利用して、効果的な被害状況等の収集活動に当たるとともに、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。
- イ 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。
- ウ 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。
- エ 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。
- オ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、または被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。
- カ 罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。
- キ 町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報収集し、県等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

## 第4 災害広報

### 1 災害広報活動

町は、災害の状況にあわせて、次の手段と内容の広報を行う。

#### (1) 広報手段

- ア 防災行政用無線（固定系）
- イ 芝山町情報メール
- ウ 広報車による巡回広報、職員の派遣による伝達
- エ 災害広報紙の発行
- オ エリアメール（緊急速報メール）
- カ ホームページ、SNS等

#### (2) 広報内容

- ア 地震に関する情報（被害や余震の情報）
- イ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
- ウ 生活関連情報（電気、ガス及び水道の状況、食料及び生活必需品の供給状況）
- エ 通信施設の復旧状況
- オ 道路交通状況
- カ バス、鉄道等、交通機関の運行状況
- キ 医療機関の活動状況
- ク 応急対策の実施状況と住民、自主防災組織等のとるべき措置

### 2 避難所における広報

町は、避難所において被災者への広報を行う。特に、要配慮者、外国人等の情報入手困難な被災者への広報に十分留意する。

#### 避難所における広報

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| ア 災害広報紙の配布       | イ 避難所広報板の設置          |
| ウ 避難所自治組織による口頭伝達 | エ 手話、外国語ボランティア等による伝達 |

### 3 相談窓口の設置

町は、住民からの問い合わせや相談に対応するため、町役場に相談窓口を設置する。相談窓口には、各班の担当者や専門職を配置し、様々な相談に対応する。

#### 相談事項例

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| ア 安否情報（家族の消息等）    | イ 捜索依頼の受け付け      |
| ウ 罹災証明書の発行        | エ 埋葬許可証の発行       |
| オ 他各種証明書の発行       | カ 仮設住宅の申し込み      |
| キ 住宅の応急修理の申し込み    | ク 災害見舞金、義援金の申し込み |
| ケ 被災者生活再建支援金の申し込み | コ 生活資金、営業資金等の相談等 |
| サ 福祉、法律関係の相談      | シ 職業のあっせん等の相談    |

## 第5 報道機関への対応

---

### 1 記者発表

町は、記者会見場を設置し、記者会見を定時に開いて必要な情報を報道機関へ提供する。  
記者会見場の設置に当たっては、必要な設備を準備する。

#### 記者発表の概要

発表者	第1位 町長 第2位 副町長 第3位 総務課長
発表内容	ア 被害の状況 イ 応急対策の内容 ウ 全国への支援要請 等

### 2 報道機関への要請

町は、報道機関の災害対策本部内への立入りと取材の制限や、地域や避難所における取材について、自治会、避難所自治組織の許可を得て行うように報道機関に要請する。

## 第3節 広域応援の要請

### ■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 町の受援体制の確立	各班	県、他市町村
第2 自衛隊の災害派遣	総務班	自衛隊
第3 県・市町村等への要請	総務班	
第4 消防の広域応援要請	総務班	県
第5 広域避難の受入れ	総務班	県

### ■自助・共助の役割

住民	—
自主防災組織等	—
事業所	—

### 第1 町の受援体制の確立

#### 1 受援の準備

町は、応急措置を実施するための職員、資機材等の不足状況を把握する。また、国土交通省関東地方整備局（リエゾン）、県、その他関係機関から派遣された先遣隊と、町の被害状況、職員・資機材等の不足状況を共有し、円滑な受援に向けた準備を行う。

#### 2 要請連絡窓口の確保

町は、法制度や災害協定等による応援協力を迅速に確保しつつ、応援協力の重複や混乱等を防止するため、応援協力を予定する各団体への町の連絡窓口を次のとおり設定する。

連絡窓口以外の班はこれらの団体に要請する場合は連絡窓口となる班を通じて行い、連絡窓口となる班は個々の応援活動の指揮命令体制が確立するまで担当する団体との連絡・調整を行うとともに、総務班の受援担当と受援に関する調整を行う。

#### 各応援協力団体への町の要請連絡窓口

応援協力予定団体	主な応援協力内容	要請判断担当	応援要請連絡担当
県内他市町村、福島県小野町	多分野の総合応援	総務班	災害対策本部事務局（総務班）
県内の一部事務組合（廃棄物関係）、廃棄物と環境を考える協議会加盟団体	廃棄物処理		
芝山郵便局	郵政事業等に係わる災害特別事務取扱及び援護		
国土交通省関東地方整備局	情報交換		
成田用水土地改良区	農業用水の消防用途への使用		
東京電力パワーグリッド	停電復旧		
N T T 東日本	通信設備復旧		
県LPガス協会山武支部、川久	燃料供給		
LINE ヤフー	情報発信		
ゼンリン	地図製品等の供給		
山武郡市農業協同組合、三菱自動車各社	物資、施設、車両、資機材の供給		

応援協力予定団体	主な応援協力内容	要請判断担当	応援要請連絡担当
セブン-イレブン・ジャパン	営業の継続、早期再開	総務班	災害対策本部事務局（総務班）
コカ・コーラ、ヤクルト	飲食料、生活用品の供給		
成田国際空港	飲食料・生活用品の提供、避難所の提供		
成田空港警備	避難所の提供		
三栄メンテナンス	浴場の提供		
デベロップ	移動宿泊施設の提供		
とらや包装資材	段ボールベッド等の供給		
県理容生活衛生同業組合山武支部	避難生活長期化時の理容		
西尾レントオール、日立建機	レンタル資機材の提供		
千葉県土地家屋調査士会	住家の被害確認、各種相談		
千葉県行政書士会	災害相談	企画空港政策班（住宅担当）	
千葉県建築士会山武支部	被災建築物の応急危険度判定		
山武郡市医師会	医療活動	福祉保健班（医療救護担当）	
山武郡市歯科医師会	歯科医療、遺体の身元確認等		
山武郡市薬剤師会	医薬品の提供、調剤等		
ペストコントロール協会	消毒業務		
芝山町社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置運営	福祉保健班（要配慮者担当）	
芝山町建設業災害対策協力会	災害応急対策	まちづくり班（復旧担当）	
県内水道事業体 水道用水供給事業体	応急給水、水道施設の応急復旧	まちづくり班（上水道担当）	

## 第2 自衛隊の災害派遣

### 1 災害派遣・撤収要請

#### (1) 派遣要請

本部長は、人命または財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求する。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、千葉県防災行政無線または一般加入電話等により要請し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に依頼するいとまがないとき、もしくは通信の途絶等により知事への依頼ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、事後所定の手続きを速やかに行う。

#### 災害派遣要請の手続き

連絡先	県防災危機管理部防災対策課
要請事項	ア 災害の情况及び派遣を要請する事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ 連絡場所、連絡責任者、宿営地の状況等その他参考となるべき事項

#### (2) 撤収要請

災害派遣の目的が達成されたとき、またはその必要がなくなったときは、本部長は、知事

及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

## 2 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を自主派遣することができる。

## 3 派遣活動の範囲

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、おおむね次のとおりとする。

自衛隊の派遣活動

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路または水路の啓開	道路もしくは水路が損壊しまたは障害物がある場合は、それらの啓開または除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
物資の無償貸付または譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、または救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

## 4 自衛隊の受入れ

町は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような受入れ体制を整える。

また、自衛隊に要請する活動について、庁内や関係機関のニーズや活動状況を調整し、他の災害救助・復旧機関と競合または重複することのないよう配慮する。



応援の要求及び応急措置の実施の要請を行う。

県への応援要請手続き

要 請 先	県防災危機管理部防災対策課	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	ア 災害の状況 イ 応援を必要とする理由 ウ 応援を希望する物資等の品名、数量 エ 応援を必要とする場所・活動内容 オ その他必要な事項	災害対策基本法第 68 条

なお、県は壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対して県職員の派遣やプッシュ型支援を計画しており、被害等の情報収集、災害対策本部の運営、必要最低限の水、食料、生活必需物資等の供給、物資の仕分け、避難所運営、罹災証明書の交付等の支援が本町に対して積極的に行われることがある。

また、被災により町がその全部または大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、県が警戒区域の設定、応急公用負担等の措置を代行する。

3 指定地方行政機関等への要請

本部長は、災害応急対策または災害復旧のため必要があると認める場合、指定地方行政機関もしくは特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して町域に係る災害応急対策または災害復旧に特に寄与するものとして、それぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの）の長に対し、職員の派遣要請、またはその派遣について県知事に対しあつせんを求める。

指定地方行政機関等への応援要請手続き

要 請 先	指定地方行政機関または特定公共機関（あつせんを求める場合は県）	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
職員派遣・あつせん要請	ア 派遣の要請・あつせんを求める理由 イ 職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣・職員の派遣のあつせんについて必要な事項	災害対策基本法第 29 条(派遣) 災害対策基本法第 30 条、地方自治法第 252 条の 17（あつせん）

4 県内市町村への応援要請

本部長は、県内で大規模な災害が発生し、応急措置を実施する必要があると認める場合、消防以外の分野に関し「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づいて、他の市町村に応援を要請する。

県内市町村への応援要請手続き

要 請 先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
要 請 事 項	ア 被害の状況 ウ 応援の具体的内容及び必要量 オ 応援場所及び応援場所への経路 カ 前各号に掲げるものの他必要な事項	イ 応援の種類 エ 応援を希望する期間

応援の種類	ア 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
	イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
	ウ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
	エ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
	オ 被災者の一時収容のための施設の提供
	カ 被災傷病者の受入れ
	キ 遺体の火葬のための施設の提供
	ク ごみ・し尿等の処理のための施設の提供
	ケ ボランティアの受け付け及び活動調整
	コ 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

### 5 応援者の受入れ・活動支援

町は、応援が必要な各班のニーズを把握し、応援先の機関等と要員、資機材等の調整を行う。なお、応援者の宿泊施設、食料、資機材等に関し、応援者側で手配することを要請する。応援者の集結地は、芝山町役場の駐車場とする。

### 6 千葉県大規模災害時応援受援計画

県は、大規模な自然災害発生時には「千葉県大規模災害時応援受援計画」（平成28年3月）に基づいて広域防災拠点を設置し、県外からの救援部隊、医療救護活動、救援物資、ボランティアの受入れ等を円滑に行う計画である。

このため、県が広域防災拠点を設置した場合、町はこれらの拠点と連携して応援等の受け入れを円滑に行う。

#### 芝山町周辺の広域防災拠点

拠点の種類	対象地域	施設名	備考(用途等)
広域活動拠点等 (救援部隊の受入れ)	海匝・山武 ゾーン	県東総運動場 昭和の森 旭文化の杜公園 松尾運動公園	自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防、警察
災害拠点病院等 (DMATの受入れ、重傷 傷病者の航空機搬送等)		総合病院国保旭中央病院 東千葉メディカルセンター	-
広域物資拠点(物資の管理、 市町村物資拠点への輸送)		民間営業倉庫*	-
広域災害ボランティアセンター	海匝・山武・ 長生地域	九十九里広域災害ボラン ティアセンター	-

※ 千葉県倉庫協会加盟の倉庫事業者(町内に3箇所あり)

## 第4 消防の広域応援要請

### 1 広域消防応援体制

消防長は、災害が発生した場合、「千葉県広域消防相互応援協定」(千葉県 平成18年8月22日一部改正)及び「千葉県消防広域応援基本計画」(千葉県 令和5年5月8日一部改正)により広域応援統括消防機関を通じて県内消防機関に応援を要請する。

また、要請した消防力では対応できない場合は、町長等は県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。県知事に連絡をとることができない場合、直接消防庁長官を通じて要請するものとする。

消防隊の受入れは芝山町スポーツ広場とする。

## 2 ヘリコプターの派遣要請

本部長及び消防長は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援・千葉県事前計画」及び「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」に基づき、ヘリコプターの派遣を要請する。

## 第5 広域避難の受入れ

---

### 1 広域避難者の受入れ

町外で災害が発生し、県等を通じて避難者の受入れ協議があった場合、町は、受入れについて県及び市町村と調整を行う。

### 2 広域避難者の支援

町は、公共施設、民間住宅の借り上げ等による滞在施設の確保や食料・物資等の供給、福祉、教育、就業等の支援を行う。

## 第4節 交通対策、警備対策

### ■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 交通規制	まちづくり班	山武警察署、成田土木事務所
第2 緊急輸送	総務班	山武警察署
第3 災害警備		山武警察署
第4 防犯	総務班、教育班	山武警察署、消防団、芝山町防犯協会

### ■自助・共助の役割

住民	・避難所、避難地区の防犯に関すること
自主防災組織等	・避難所、避難地区の防犯に関すること
事業所	—

### 第1 交通規制

町、成田土木事務所は、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い、緊急輸送道路を確保する。

#### 千葉県緊急輸送道路

ア	県緊急輸送道路1次路線 国道296号
イ	県緊急輸送道路2次路線 主要地方道成田松尾線 主要地方道八日市場八街線（小池1131～小池874-1）
ウ	県緊急輸送道路3次路線 町道02-027号線（高田297-1～大台2834-3） 町道01-010号線（大台2834-3～大台3076-1） 町道2BL-0061号線（大台3076-1～大台3155-17）

#### 1 交通規制

各機関は、応急対策上重要な路線について交通規制を実施する。

町は、町管理の道路が、陥没、路肩崩壊、土砂災害等により危険なとき、または緊急輸送のため必要なときは、警察署と協議して通行禁止または制限等の措置をとる。

#### 交通規制等の実施者及び状況・内容

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
公安委員会	災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限することができる。	災害対策基本法第76条
	必要に応じて道路管理者等に対し、災害対策基本法第76条の6の規定による車両の移動等を要請する。	災害対策基本法第76条の4

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者または車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。	道路交通法第4条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者または車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを行うことができる。	道路交通法第5条
警察官	通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないときまたは命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法第76条の3第1項 第76条の3第2項
	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者または車両等の通行を禁止し、または制限することができる。	道路交通法第6条第4項 第75条の3
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第3項 第76条の3第4項
道路管理者	道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、または制限することができる。	道路法第46条
道路管理者	災害により車両の停止等が生じ、緊急通行車両の通行確保等のため緊急を要する場合、道路の区間を指定して運転者等に車両の移動等を命じる。運転者不在等の場合は、自ら車両の移動等を行う。	災害対策基本法第76条の6
国土交通大臣、知事	必要に応じて道路管理者に対し、災害対策基本法第76条の6の規定による車両の移動等を指示する。	災害対策基本法第76条の7

## 2 道路啓開

道路管理者は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じる。

なお、道路管理者は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の

6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知する。

(1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して次の措置を実施する。

ア 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令

イ 運転者の不在時等は、道路管理者が自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

(2) 土地の一時使用

(1)の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行う。（沿道での車両保管場所の確保）

(3) 関係機関、道路管理者間の連携・調整

知事は、道路管理者である町に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると判断されるときは、必要な措置をとることを指示する。

### 3 運転者の取るべき措置

震災時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

#### 運転者のとるべき措置

ア 車両運転中の場合

- ① できる限り安全な方法により車両を道路の左端に停止させること。
- ② 停止後は、カーラジオやSNS等により災害情報及び交通情報を収集し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること
- ③ 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。
- ④ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に駐車しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左端に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域または道路の区間をいう。）における一般車両の通行は禁止または制限されることから、通行禁止区域等内の一般車両については次に掲げる措置を講ずること。

- ① 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
  - ・道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
  - ・区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- ② 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- ③ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動または駐車すること（その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置を執ることができないときは、警察官が自らその措置を執ることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）。

## 第2 緊急輸送

### 1 輸送車両等の確保

#### (1) 車両の確保

町は、町有車両が不足する場合または町有車両では輸送できない場合は、運送業者、千葉県トラック協会、千葉県バス協会に輸送を要請する。

#### (2) 燃料の確保

町は、災害対策で使用する車両の燃料の調達を行う。通常の方法により自動車燃料の確保ができない場合には、千葉県石油協同組合等に協力を要請する。

### 2 輸送車両等の確保

#### (1) 緊急通行車両の申請手続き

知事または公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止または制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。

町は、災害対策に使用する届出済証の交付を受けていない車両について、「緊急通行車両等確認申請書」を県または公安委員会に提出する。

知事または公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。

交付された標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は当該車両に備え付ける。

#### (2) 事前届出車両への交付

届出済証の交付を受けた車両は、県警察本部、警察署または交通検問所に当該届出済証を提出することにより、緊急通行車両の確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して標章及び確認証明書を交付する。

#### (3) 規制除外車両

町は、規制除外車両となる次の車両を所有・管理する機関と協力し、前記(1)に準ずる届出を推進する。

ア	医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
イ	医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
ウ	患者等搬送用車両（特別な構造または装置があるものに限る。）
エ	建設用重機、道路啓開作業用車両または重機輸送用車両

### 3 ヘリコプター輸送の確保

#### (1) ヘリコプターの確保

町は、災害による交通の途絶または緊急的な輸送を必要とする場合は、県にヘリコプターによる輸送を要請する。

#### (2) ヘリコプター臨時離発着場の開設

町は、ヘリコプター臨時離発着場を開設するため、施設の被災状況等の点検を行い、開設準備を行う。ヘリコプター臨時離発着場の開設予定場所は、各小中学校・芝山町総合運動場グラウンド、芝山町スポーツ広場、芝山公園野球場の計5箇所とする。

なお、芝山町スポーツ広場については、消防隊の受入れ場所と重複していることから、消防隊受入れ後は他の4箇所にて運用を行う。

ヘリコプター臨時離発着場の離発着の管理は、自衛隊に要請する。

## 第3 災害警備

---

### 1 災害警備の基本方針

警察は、「千葉県警察災害警備実施計画」に基づき、地震や津波に伴い災害が発生し、または発生するおそれがある場合における公共の安全と秩序の維持に当たるため、平素から管内の実態を把握するとともに、防災関係機関と緊密な連絡協調を図り、積極的な関係情報の収集と的確な情勢判断により、早期に警備態勢を確立して、災害情報の収集、共有、交通の確保、犯罪の予防検挙、人命の救助、財産の保護等の諸活動を行うことを基本とする。

### 2 警備体制

#### (1) 災害警備連絡室

震度4以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合等

#### (2) 災害警備対策室

震度5弱以上の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合等

#### (3) 災害警備本部

震度5強以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合等

### 3 災害警備活動要領

- (1) 要員の招集及び参集
- (2) 地震、津波その他災害情報の収集及び伝達
- (3) 装備資機材の運用
- (4) 通信の確保
- (5) 負傷者の救出及び救護
- (6) 避難誘導及び避難地区の警戒
- (7) 警戒線の設定
- (8) 災害の拡大防止と二次災害の防止
- (9) 報道発表
- (10) 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- (11) 死傷者の身元確認、遺体の収容
- (12) 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- (13) 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- (14) 協定に基づく関係機関への協力要請
- (15) その他必要な応急措置

## 第4 防犯

---

町は、被災地、避難所における犯罪等を防止するため、山武警察署、避難所自治組織と連携して、避難者への注意喚起、不審者の通報等対策を実施する。

また、避難後の被災地での犯罪を予防するため、自主防犯組織、消防団、防犯指導員等による巡回を行う。

## 第5節 避難対策

### ■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 避難活動	総務班、福祉保健班、教育班	
第2 避難所の開設	教育班、福祉保健班	施設管理者
第3 避難所の運営	教育班、福祉保健班	
第4 避難所の閉鎖	教育班、総務班、福祉保健班	
第5 広域避難	総務班	
第6 広域一時滞在	総務班	

### ■自助・共助の役割

住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報の伝達、避難誘導に関すること</li> <li>・要配慮者の避難支援に関すること</li> <li>・避難所の開設・運営に関すること</li> </ul>
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報の伝達、避難誘導に関すること</li> <li>・要配慮者の避難支援に関すること</li> <li>・避難所の開設・運営に関すること</li> </ul>
事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導に関すること</li> </ul>

## 第1 避難活動

### 1 地震における避難の基本

住民は、地震が発生した場合は、身の安全が確保された後に、町からの指示がなくても、自治会、自主防災組織等の協力のもと自主的に避難を行う。

なお、住宅等の損壊、または延焼火災の危険がない場合は、混乱する避難所を避けるため、できるだけ自宅に留まるものとする。

### 2 避難指示等の発令

#### (1) 避難指示等の発令

本部長は、災害が発生し、またはその拡大のおそれがあり、生命、身体等に危険を及ぼすと認められるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示し、緊急を要すると認めるときは緊急安全確保を指示する。

また、避難指示に先立ち、住民等の避難準備と要配慮者等の避難開始を促すため、状況に応じて「高齢者等避難」を発令するとともに、指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

#### 避難の種類及び発令基準の目安

種類	内容	基準の目安
高齢者等避難	ア 要配慮者は、危険な場所から避難（立退き避難または屋内安全確保）する。 イ 避難の準備を整えるとともに、以後の防災情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。	

種類	内容	基準の目安
避難指示	ア 危険な場所から全員避難（立退き避難または屋内安全確保）する。	ア 火災が延焼拡大し、人命に及ぼす危険性が著しく大きいと予測された場合 イ 危険物の流出、拡散により、広域的に人命危険が予測されるとき
緊急安全確保措置	ア 直ちに安全を確保する。 イ 立退き避難がかえって危険な場合は、緊急安全確保措置をとる。	ウ 建物倒壊の発生ないしは倒壊のおそれ大きい地区があるとき エ がけの崩落のおそれがあるとき オ その他、住民の生命または身体を保護するため必要と認めるとき

(注) 「立退き避難」とは、災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、リスクのある区域の外側等、対象とする災害に対して安全な場所に移動することであり、避難行動の基本である。

「屋内安全確保」とは、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等によって計画的に身の安全を確保する行動で、居住者等が自ら判断する。

「緊急安全確保」とは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための行動である。

#### 避難指示等の発令権者及び要件

発令権者	指示を行う要件	根拠法令
町長	ア 立退き避難：災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき イ 緊急安全確保措置：急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項・第3項
知事	ア 災害の発生により町長がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときに立退き避難または緊急安全確保措置を指示できる。	災害対策基本法第60条第6項
警察官	ア 町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき、または町長から要求があったときに立退き避難又は緊急安全確保措置を指示できる。	災害対策基本法第61条
	イ 人の生命もしくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するときに立退き避難を指示できる。	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	ア 人の生命もしくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないときに立退き避難を指示できる。	自衛隊法第94条
知事または知事の命を受けた県職員	ア 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときに立退き避難を指示できる。	水防法第29条
	イ 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときに立退き避難を指示できる。	地すべり等防止法第25条
水防管理者	ア 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときに立退き避難を指示できる。	水防法第29条

#### (2) 避難指示等の解除

本部長は、危険が解消されたと判断される場合は、避難の指示を解除する。

(3) 避難指示等の内容

避難指示等は、次の事項を明らかにして行う。

避難指示等の内容

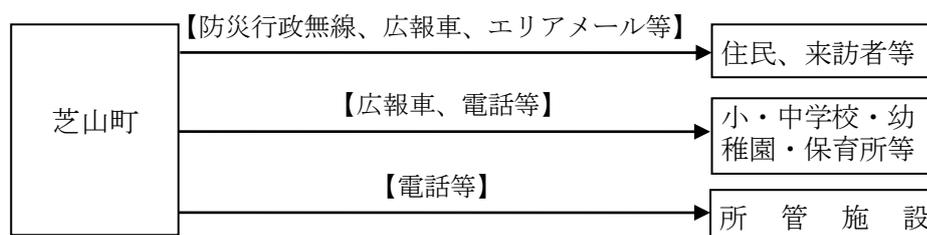
ア 避難対象地域・対象者	イ 避難先	ウ 避難経路
エ 避難指示等の理由	オ その他必要な事項	

3 避難情報等の伝達

(1) 住民等への伝達

町は、避難指示等を発令または解除した場合、防災行政無線、広報車、芝山町情報メール、Lアラート、エリアメール等により住民等に伝達する。

避難情報の伝達経路



(2) 関係機関への通報

町は、避難指示等を発令または解除した場合、その旨を県災害対策本部・支部、東消防署芝山分署、山武警察署に連絡する。

4 避難誘導等

(1) 住民等の避難誘導

避難は、自治会、自主防災組織、各施設管理者等による自主的な誘導體制により行うことを原則とする。

(2) 要配慮者の避難誘導

要配慮者の避難誘導は、地域が支援して行うことを原則とする。

(3) 小中学校、事業所等における誘導避難

小中学校、保育所、事業所、その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な誘導によることを原則とする。

(4) 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災計画、避難計画に基づき実施する。交通機関施設の組織体制により必要な措置を講ずる。

5 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、あるいは人の生命または身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
町長	災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	災害の発生により町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部または一部を町長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条
消防長、消防署長	ガス、火薬または危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命または財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、または総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、もしくはその区域への出入を禁止し、もしくは制限することができる。	消防法第23条の2
警察署長	次の場合、上記に記載する消防長等の職権を行うことができる。 消防長もしくは消防署長またはこれらの者から委任を受けた消防吏員もしくは消防団員が現場にいないとき、または消防長もしくは消防署長から要求があったとき	消防法第23条の2
消防吏員または消防団員	火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じまたはその区域への出入を禁止しもしくは制限することができる。	消防法第28条
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限し、またはその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警察官	次の場合、上記に記載する町長等の職権を行うことができる。 町長もしくは町長の委任を受けた職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条
	次の場合、上記に記載する消防吏員等の職権を行うことができる。 消防吏員または消防団長が火災の現場にいないとき、または消防吏員、消防団員の要求があったとき	消防法第28条
	水防団長、水防団員もしくは消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者の要求があったとき	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	町長の委任を受けた町職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する町長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

第2 避難所の開設

1 避難所の開設

町は、新型コロナウイルス等感染症の感染防止のため避難所の過密防止を考慮しつつ、災害

の状況に応じて開設する避難所を決定し、あらかじめ定めた行動マニュアルに沿って以下の手順で開設する。

勤務時間内に災害が発生した場合は、町は避難所配備職員を選出して避難所に派遣する。勤務時間外の場合には、避難所統括主任と避難所配備職員が開設する。

避難所を開設したときは、町は、避難所開設の状況を県に報告する。

## 2 避難者の受入れ

町は、施設管理者、自主防災組織等と協力して避難者の受入れを行う。

## 第3 避難所の運営

### 1 避難所運営体制

#### (1) 避難所運営

避難所の運営は、原則として、自治会、自主防災組織を母体とした避難者の自治によって行う。町は、避難所自治組織が立ち上がるまで、円滑な運営が行える環境づくりを統括する。

ア 避難生活の長期化に備え、基本的な生活環境の整備に努める。

イ ペット同行避難に備えて、生活場所とは異なる場所にペット専用スペースを指定し、ルールを作成する。

ウ 運営管理者に女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

エ 被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

オ その他、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVを予防するための注意喚起や相談窓口の設置等に努める。

#### 避難所運営時の配慮事項

##### ① 避難所の施設

炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機、畳、パーティション、風呂・シャワー、暖房機器、冷房機器 等

##### ② 女性への配慮

女性専用の相談窓口、女性専用の物干し場・更衣室・授乳室の設置、女性専用の物資配布、防犯対策

#### (2) 避難者の把握

町は、避難所自治組織の協力を得て、避難者名簿を作成する。さらに、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピューター等を活用して把握に努めるとともに、個人情報の取り扱いに留意して情報公開に適切に対応する。

また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等についても把握する。

## 2 食料・物資の供給

町は、避難者数から食料、生活必需品等の必要量を業者等から調達する。避難所に供給された食料、物資の配分方法及び配分作業は、避難所自治組織に委任する。

### 3 避難所以外の避難者の把握

町は、在宅、車中・テント泊など、やむを得ない理由により指定避難所以外の場所で生活している被災者について、自主防災組織等により所在を把握し、生活支援の対象者とする。

避難所以外で生活する被災者に対し、避難所で食料、物資等の供給、情報の提供など必要な支援を行う。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

### 4 要配慮者への支援

#### (1) 避難生活での配慮

町は、要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消など避難所生活に配慮する。町は、福祉関係団体と連携して相談や介護等の支援を行う。

#### (2) 福祉避難所の開設

町は、避難生活が長期化するなど必要と認める場合には、施設の管理者に福祉避難所の開設を要請し、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する。

### 5 多様な避難所の確保

町は、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所を確保する。

### 6 新型コロナウイルス等感染症対策

町は、避難所における感染症（新型コロナウイルス、新型インフルエンザウイルス等）を防止するため、感染症の流行状況等により次の対策を行う。

#### (1) 健康管理

受付の際や滞在期間中に、運営職員や避難者の検温、健康状態の調査を行う。また、そのための受付スペースを確保する。

#### (2) 滞在スペースのゾーニング等

一般の避難者、高齢者や基礎疾患のある方、発熱・咳等がある方、濃厚接触者等を適切にゾーニングし、動線の分離に努める。

#### (3) 衛生確保

避難所内の十分な換気、滞在スペース等の清掃、消毒を行うほか、食料提供など避難者の各種支援に当たっては衛生管理を考慮した方法で実施する。また、避難者には、手洗い、咳エチケット、その他の衛生管理を考慮した生活ルールを周知、徹底する。

#### (4) 車中泊等の対策

浸水等の危険がないグラウンドや駐車場での車中泊による避難を周知し、エコノミークラス症候群等を防止するための保健指導を行う。

また、感染防止対策を講じつつ、避難所滞滞者に準ずる避難生活の支援に努める。

#### (5) 有症状者の対策

避難者に新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある場合は、医療機関の受診を指示する。医師による検査の結果が陽性であった場合、山武保健所に、指定医療機関・宿泊施設への入院や移送の調整を要請する。

## 第4 避難所の閉鎖

---

危険の解消や仮設住宅への移行が進み次第、避難所を閉鎖する。

町は、避難所の閉鎖に当たっては、避難者に閉鎖を予告して、順次閉鎖をするものとする。学校施設については、授業再開に必要となる教室等から閉鎖する。

## 第5 広域避難

---

町は、避難指示等を行った場合の立退き先を町内の指定緊急避難場所等とすることが困難で、他市町村に滞在させる必要がある場合に、災害対策基本法第61条の4による広域避難を実施する。

### 1 広域避難の要請

県内の他市町村に受入れを要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町村と協議する。

県外の市町村への広域避難が必要な場合は、県に対して当該都道府県と協議するよう求める。

緊急を要する場合は、県に報告して当該市町村と協議する。

### 2 広域避難の受入れ

他市町村または県から本町への広域避難の受入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定緊急避難場所等を提供する。

## 第6 広域一時滞在

---

町は、町内の被災者について町内の避難施設での収容が困難な場合は、県内市町村または県に対して、町外の自治体への受入れを要請する。

## 第6節 消防、救助・救急対策

### ■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 消防活動	総務班、消防班	消防本部、消防団
第2 救助・救急活動	総務班、消防班	消防本部、山武警察署、消防団、自衛隊、山武郡市医師会
第3 危険物等の対策	総務班	県、消防本部、関東東北産業保安監督部、小中学校

### ■自助・共助の役割

住民	・初期消火、救助活動に関すること
自主防災組織等	・初期消火、救助活動に関すること
事業所	・初期消火、救助活動に関すること

## 第1 消防活動

### 1 消防体制の確立

消防本部は、地震発生により災害が発生したとき、または発生のおそれがあるときは、非常配備体制をとり、災害活動体制の確保を図る。

消防本部は、次の原則に基づき消火活動を実施する。

#### (1) 避難所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難所、避難路確保の消防活動を行うものとする。

#### (2) 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行うものとする。

#### (3) 消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行うものとする。

#### (4) 市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動に当たるものとする。

#### (5) 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、多数人命の安全確保、延焼拡大防止を主眼として、重要対象物の消防活動を優先するものとする。

### 2 消防団体制の確立

消防団は、常備消防と連携し、次の活動を実施する。

#### (1) 出火防止

火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

消防団の出動が困難な地域での消火活動、避難路確保のための消火活動は、消防本部と協力して対策に当たる。

(3) 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(5) 情報収集

地域密着の特性を活かし、管内の被災状況の情報収集を行う。

(6) 支援活動

避難所等への物資運搬等、災害発生後の避難生活に対する支援活動を実施する。

(7) 通電火災への警戒

消防団は、住民等と協力して電力復旧時の通電火災の発生、消火後の再燃、放火等を防止するために警戒巡視を行う。

3 自主防災組織等・事業所の消火活動

(1) 自主防災組織等の活動

自主防災組織等は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防が到着した場合にはその指示に従う。

(2) 事業所等の活動

事業所等は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。

4 惨事ストレス対策

消防本部は、職員等の惨事ストレス対策を講じるため、必要に応じて精神科医等の専門家の派遣等を国等に要請する。

第2 救助・救急活動

---

1 消防の活動

(1) 活動の原則

救助・救急活動は、救命処置を要する重傷者を最優先とする。

(2) 出動の原則

消防本部及び消防団は、救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

ア 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。

イ 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。

ウ 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は救命効率の高い事象を優先する。

エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

(3) 救急搬送

- ア 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。搬送は、消防本部により行う。
- イ 道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は必要に応じ、千葉県ドクターヘリ(北総・君津)、千葉市消防局、派遣された自衛隊のヘリコプターにより搬送を行う。

(4) 傷病者多数発生時の活動

- ア 災害の状況などを判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医師会医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。
- イ 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

(5) 応援要請

災害の状況等により町及び消防本部だけでは救助活動が困難な場合は、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合、本部長は県知事に要請を依頼する。また、車両、特殊機械が必要な場合は、県の協力または建設業者等に出勤を要請する。

## 2 警察の活動

警察は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、小中学校、興行場等多人数の集合する場所等を重点に救出・救護活動を行う。

救出した負傷者等については、速やかに防災機関と連携を図り、救護所または最寄りの医療機関に収容する。

## 3 自主防災組織等の活動

自主防災組織等及び事業所は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

# 第3 危険物等の対策

---

危険物等の対策は、危険物等の管理者及び監督機関が行うが、県及び消防本部は、必要に応じて協力や情報連絡を行う。それぞれの施設の応急対策は次のとおりである。

## 1 高圧ガス等の保管施設

県及び消防本部は、必要に応じて保安措置等についての指導を行うとともに、関係機関との情報連絡を行う。

(1) 県・消防本部

- ア 高圧ガス保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にし、高圧ガス製造事業者等に必要な指示を行う。
- イ 関係機関と連絡の上、必要に応じて高圧ガス取扱いの制限等の緊急措置を行う。
- ウ 連絡通報体制の早期確立を図る。

(2) 関東東北産業保安監督部

- ア 正確な情報把握のため、県、消防本部及び関係機関と密接な情報連絡を行う。
- イ 災害発生に伴い、県、消防本部及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造事業者等に対して施設等の緊急保安措置を講じ、被害の拡大防止を図るよう指導する。

(3) ガス事業者

- ア ガスホルダーの受入れ、送出しの停止または調整を行う。
- イ 地区整圧器の作動停止または調整を行う。
- ウ ホルダー、中圧ラインのガス空中放散を行う。

2 危険物施設

消防本部は、危険物施設等の所有者、管理者または占有者に対して、次に掲げる措置を当該施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- (1) 危険物の流出・爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置並びに施設の応急点検と出火等の防止措置
- (2) 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動
- (4) 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定

3 火薬類保管施設

県及び関東東北産業保安監督部は、次の対応措置を行う。

(1) 県

延焼等により被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発する。

- ア 関係機関には状況に応じた緊急措置を連絡する。
- イ 事業所には十分な水を確保できるよう指導し、消火施設等の強化を指示する。

(2) 関東東北産業保安監督部

火薬類製造事業所等の施設等が災害の発生により危険な状態となった場合または危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより、危険防止措置を講じるよう十分な監督または指導を行うものとし、必要があると認めるときは法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うものとする。

4 毒物・劇物保管施設

県は、次の各項の実施について指導する。

- (1) 毒物劇物の飛散、漏えい、浸透、火災等による有毒ガスの発生の防止に関する応急措置
- (2) 中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措置
- (3) 発災時における保健所、警察署または消防本部に対しての連絡通報

5 危険物等輸送車両

(1) 消防本部

ア 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。

イ 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。

(2) 警察

輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。

(3) 関東東北産業保安監督部

- ア 正確な情報把握のため県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。
- イ 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限または一時禁止等の緊急措置命令を発する。
- ウ 災害が拡大するおそれのあるときは、必要に応じ県内または隣接都県に所在する各都県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対し応援出動を指導する。

(4) 関東運輸局

- 危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。
- ア 災害発生時の緊急連絡設備を整備する。
- イ 災害発生時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋梁、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講じる。
- ウ 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。

## 第7節 要配慮者対策

### ■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 避難支援	福祉保健班	芝山町社会福祉協議会
第2 要配慮者への対応	福祉保健班	芝山町社会福祉協議会
第3 社会福祉施設入所者等への支援	福祉保健班	施設管理者

### ■自助・共助の役割

住民	・地域の要配慮者の支援に関すること
自主防災組織等	・地域の要配慮者の支援に関すること
事業所	—

### 第1 避難支援

町は、社会福祉協議会、民生委員等と連携して避難行動要支援者の安否確認、避難誘導及び災害情報の伝達を行う。

本部長は、災害が発生し、または発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要な場合、本人の同意のない避難行動要支援者名簿の情報、個別避難計画情報を、災害対策基本法第49条の11及び第49条の15の規定により、避難の支援等に必要な範囲で避難支援等関係者に提供する。

### 第2 要配慮者への対応

#### 1 避難所における支援

町は、避難した要配慮者の状況を確認し、社会福祉協議会等の福祉関係団体、自治会、福祉ボランティア等の協力を得て、支援を行う。

なお、避難所での生活に当たっては、可能な限り障がいの種類や特性に応じた収容方法等に留意する。

##### (1) 資機材の確保

障がい者用仮設トイレ、携帯トイレ、間仕切りなどの必要な資機材の確保を行う。

##### (2) 食料、介護用品の確保

要配慮者に配慮した食料、介護ケア用品を供給する。

##### (3) 生活への支援

必要なケアサービスを確認し、保健師、介護福祉士、社会福祉士、手話通訳者等の医療、保健、福祉等の専門家の確保を行う。

##### (4) DWATの要請

避難所の高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて「千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定」により、千葉県災害福祉支援チーム（DWAT）の派遣を県に要請する。

## 2 福祉避難所の開設

町は、状況に応じて福祉避難所を開設し、避難所での生活が困難な要配慮者、必要に応じてその保護者等を収容する。

福祉避難所開設予定場所は、福祉センター「やすらぎの里」とする。

また、避難行動要支援者（障がい者）の福祉避難所は、山武圏域6市町により協定を締結している施設とする。

なお、受け入れる避難者については、事前に施設の管理者等と協議を行っておく。

## 3 移送手段の確保

町は、要配慮者を避難所から福祉避難所への移送を行うに当たり、福祉避難所に指定された施設や県等と連携し、移送手段の確保に努める。

## 4 社会福祉施設への入所

町は、避難所で介護等が困難な要配慮者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、民間福祉施設等に受入れを要請する。

## 5 被災した要配慮者の生活確保

町は、要配慮者に配慮した応急仮設住宅（福祉仮設住宅）の設置等について検討する。

また、被災地及び避難所において、被災した要配慮者の生活を支援するための福祉サービスの提供を行う。

# 第3 社会福祉施設入所者等への支援

---

## 1 安全確認

社会福祉施設の管理者は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。

町は、社会福祉施設の状態を把握し、避難等の支援を行う。

## 2 施設における生活の確保

災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった場合、原則として各施設管理者が対応するが、緊急を要する場合は町が必要な支援を実施する。

## 第8節 医療救護、防疫活動

### ■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 医療救護活動	福祉保健班	山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会、山武郡市薬剤師会、県（山武保健所）
第2 防疫活動	福祉保健班	県（山武保健所）
第3 保健衛生活動	福祉保健班	県（山武保健所）

### ■自助・共助の役割

住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急手当に関すること</li> <li>・ 救護所への搬送に関すること</li> </ul>
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急手当に関すること</li> <li>・ 救護所への搬送に関すること</li> </ul>
事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急手当に関すること</li> <li>・ 救護所への搬送に関すること</li> </ul>

### 第1 医療救護活動

災害により、通常受けられる医療が受けられなくなった住民等に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、救護所の設置をはじめとした医療救護活動を行う。

#### 1 初動医療体制

##### (1) 救護本部の設置

町は、芝山町福祉保健課に芝山町災害救護本部を設置し、医療に関する情報を収集するとともに、県の災害医療本部及び合同救護本部、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会、山武郡市薬剤師会、日本赤十字社千葉県支部等の医療関係団体等と連携した医療救護活動を実施する。

また、県が山武保健所に山武地域合同救護本部を設置した場合は同本部に連絡員を派遣する等により協力し、合同救護本部業務を担うとともに近隣市町と連携した医療救護活動を実施する。

##### (2) 救護班の編成

町は、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会、山武郡市薬剤師会に対して救護班の編成及び出動を要請する。

また、町では医療救護活動が困難な場合は、山武地域合同救護本部に対して医療チーム（DMAT、医療救護班、DPAT等）の派遣を要請する。

##### (3) 救護所の設置

町は、医療救護活動を実施するため、必要に応じて救護所を設置し、医療用資機材、非常用電源、テント等、応急医療に必要な資機材を搬送する。

救護所での活動

ア	救護所の設置場所 芝山中学校（体育館1階 武道場及び特別教室）
イ	救護所での活動 ① 傷病者に対する応急措置 ② 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定（トリアージ） ③ 軽症者等に対する医療 ④ 助産救護

2 医薬品・医療器具の確保

町は、医療救護のための医薬品・医療器具を山武郡市薬剤師会等から調達する。確保が困難な場合は、山武地域合同救護本部を通じて県災害医療本部に供給を要請する。

医薬品等は町職員が保健所または県薬務課で受領することを基本とするが、搬送の支援が必要な場合は、山武地域合同救護本部を通じて県災害医療本部に支援を要請する。

災害発生直後は、医師、歯科医師、薬剤師が携行した医薬品を使用する。

また、救護所や町内の医療機関において医薬品等の管理を行うための薬剤師が不足した場合、町は、山武地域合同救護本部を通じて県災害医療本部に薬剤師の派遣を要請する。

3 後方医療

町は、救護所等で対応できないときは、後方医療施設での対応を要請する。周辺に後方医療施設を確保できない場合は、山武地域合同救護本部を通じて、県災害医療本部に対し、広域的な受入先の調整やヘリコプター等の搬送手段の確保を要請する。

後方医療機関

区 分		名 称（隣接ヘリコプター離着陸場）
災害医療協力病院		さんむ医療センター、東陽病院、国保多古中央病院
災害拠点病院	基幹災害拠点病院	国保旭中央病院（専用臨時ヘリポート） 日本医大千葉北総病院（専用臨時ヘリポート）
	地域災害拠点病院	成田赤十字病院（専用臨時ヘリポート） 東千葉メディカルセンター

4 搬送体制

重症者等は、消防本部が救急車等により搬送する。

後方医療機関への搬送は、町が山武地域合同救護本部を通じて、県災害医療本部に対し救急車またはヘリコプター等による搬送を要請する。

5 人工透析患者等への対応

町は、在宅の人工透析、人工呼吸器装着者等について医療機関の対応状況を確認し、情報提供に努める。

必要に応じて、受入れ可能な医療機関への移動を支援する。

## 第2 防疫活動

### 1 防疫体制の確立

町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、防疫組織を設け、山武保健所と協力して防疫活動を行う。また、被災者に対し防疫について広報活動を行う。

### 2 防疫活動

#### (1) 検病調査及び健康診断

山武保健所は、山武郡市医師会及び町等関係機関の協力を得て、避難所等を重点に検病調査及び必要に応じ感染症法に基づく健康診断を実施する。

#### (2) 消毒の実施

町は、災害により感染症が発生し、または発生のおそれのある地域の消毒を行う。

防疫用資機材・薬剤は業者等から調達し、必要に応じて災害協定により県ペストコントロール協会等の協力を得るほか、自治会、自主防災組織等を通じて薬品を配布し、住民が散布するよう指導を行う。

また、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、山武地域合同救護本部に薬剤の供給の支援を要請する。

#### (3) 感染症患者への勧告

山武保健所は、感染症法第19条の規定により必要に応じ入院を勧告する。

#### (4) 報告

町は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等を随時、山武保健所に報告する。

#### 感染症指定医療機関

特定・第一種感染症指定医療機関	成田赤十字病院
第二種感染症指定医療機関	いすみ医療センター 医療法人社団徳風会高根病院

## 第3 保健衛生活動

### 1 被災者の健康管理

#### (1) 避難所救護所の設置

町は、避難所における避難生活が長期化すると見込まれるときは、避難所に避難所救護所を設置する。

#### (2) 保健活動の実施

町は、山武保健所と連携して必要な保健活動を協議し、次の活動を行う。

ア 避難所や被災地域において、巡回や健康相談等により、被災者の健康状態や保健医療福祉のニーズを把握し、保健医療活動チーム、介護・福祉の関係機関と連携して要配慮者等の支援及び調整を行う。

また、山武保健所は、保健活動チームを編成し、町が行う避難所等における健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を支援する。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

イ 避難所において、早期に避難所における特異的な健康課題となる環境整備と併せ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群

)、こころのケア等に対して、予防活動を継続的に実施する。

ウ 平時から要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携等について協議を行う。

また、発災後、町は上記ア、イを実施する保健師・栄養士の応援派遣の必要性について検討して保健活動計画を立て、必要な支援を山武保健所に報告する。

山武保健所は、積極的に町の保健活動を把握・支援し、保健活動計画を立て、保健師、栄養士を派遣する。

## 2 飲料水の安全確保対策

町は、山武保健所と連携して、飲料水の汚染等のおそれがある場合、ただちに巡回チームを編成して検水を実施し、安全確保を行うとともに、県と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

## 第9節 救援物資の供給

### ■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 飲料水の供給	産業振興班、まちづくり班	県
第2 食料の供給	産業振興班	県
第3 生活必需品の供給	産業振興班	県
第4 救援物資の受入れ・管理	産業振興班	

### ■自助・共助の役割

住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭内備蓄の活用に関する事</li> <li>・井戸水の活用に関する事</li> <li>・避難所の受水槽等の活用に関する事</li> <li>・地域住民の給水支援に関する事</li> <li>・食料、生活必需品等の地域住民への配布に関する事</li> </ul>
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の受水槽等の活用に関する事</li> <li>・井戸水の活用に関する事</li> <li>・地域住民の給水支援に関する事</li> <li>・食料、生活必需品等の地域住民への配布に関する事</li> <li>・炊き出しの実施に関する事</li> </ul>
事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内備蓄の活用に関する事</li> </ul>

## 第1 飲料水の供給

### 1 家庭内備蓄の活用

住民、事業所等は、災害発生当初の飲料水は、家庭内及び事業所内の備蓄で対応することを原則とする。

### 2 応急給水活動

#### (1) 給水需要の把握

町は、断水したときは、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、断水地区の範囲、断水人口・世帯数、避難者数を把握する。

#### (2) 優先給水

町は、断水地区の医療機関、救護所、社会福祉施設等の重要施設に対し、優先給水を行う。

#### (3) 給水活動

町は、給水車、給水タンク等を確保し、避難所を給水拠点として給水活動を行う。給水拠点では、住民等が持参したポリタンク、バケツ等に給水する。

町では対応ができない場合は、千葉県水道災害相互応援協定等を活用し、県及び他の水道事業体に応援を要請する。

また、応急復旧の進捗に伴い仮設給水栓等を設置して給水の拡大に対応する。

#### (4) 給水基準

給水の基準はおおむね次のとおりである。

給水量の基準

地震発生からの日数	目標水量	用途	主な給水方法
地震発生～3日	3リットル/人・日	生命維持に必要最低限の水	備蓄水と給水車等による運搬給水
4日～10日	20リットル/人・日	調理、洗面など最低生活に必要な水	運搬給水
11日～21日	100リットル/人・日	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	一部は復旧した水道管での給水、その他拠点給水の継続
22日～28日	250リットル/人・日	被災前と同様の生活に必要な水	順次、本給水に移行する

(5) 水質の安全対策

応急給水用資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。

第2 食料の供給

1 家庭内備蓄の活用

住民、事業所等は、災害発生当初の食料は、家庭内及び事業所内の備蓄で対応することを原則とする。

2 食料供給体制

(1) 食料の支給対象者

食料の支給対象者は、次のとおりとする。

食料の支給対象者

ア 避難所に収容された者
イ 全焼、全壊、流失、半焼、半壊または床上浸水等の被害があり炊事のできない者
ウ 住家に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する者
エ 旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者

(2) 必要量の把握

町は、次により食料の必要量を把握する。

ア 避難所を統括する班から、避難者の数を把握する。

イ 住宅等の指定避難所以外で避難生活を継続する被災者の必要量は、地域の避難所または出張所にて、被災者の申し出により把握する。

(3) 食料の確保

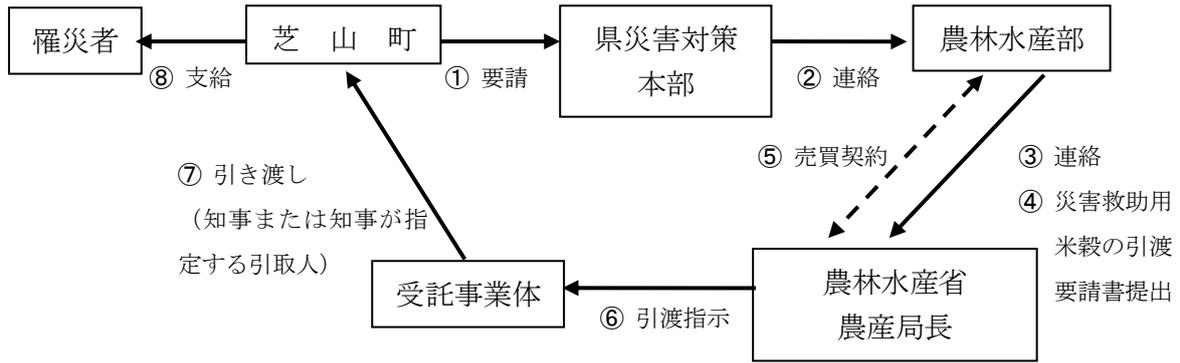
町は、必要量に基づき、業者への発注、救援物資等を活用して食料を確保する。確保が困難なときは、自衛隊の炊き出しや県に対して供給を要請する。

(4) 政府所有米の調達

災害救助法が適用された場合で政府所有米穀の調達を要するときは、町長が必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとする。

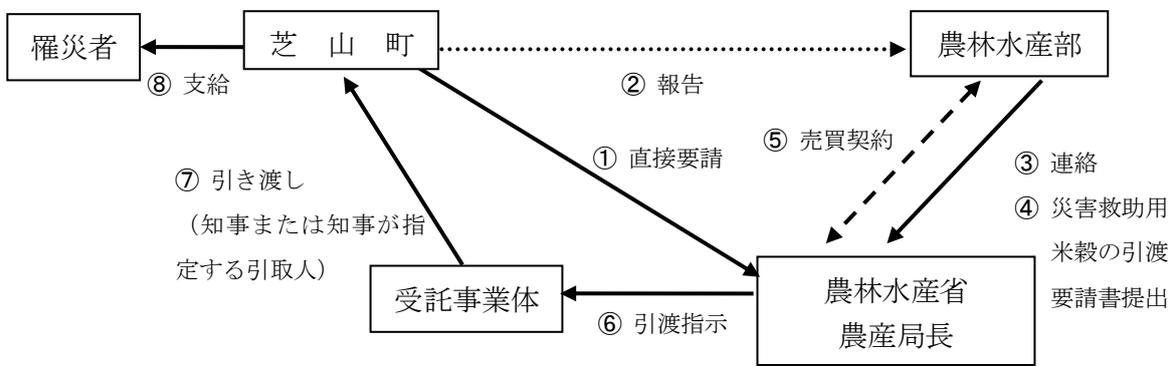
また、災害救助用米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づいて、農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急引渡しを要請するとともに、併せてその旨を千葉県に連絡する。

ア 市町村からの要請を受け、県が要請する場合



イ 町が直接要請する場合

町が直接、農林水産省農産局長に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省農産局長に連絡する。



3 食料の供給

町は、可能な限り、直接、避難所までの食料の輸送を供給業者に依頼する。供給業者が輸送困難な場合は、輸送業者に要請する。

避難所での配布は、避難所自治組織に委任する。

その他、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し、県や関係機関との情報共有を図る。

4 炊き出し

炊き出しは、自治会、自主防災組織、避難所自治組織により任意で行うものとする。町は、被災者等から炊き出しへの要望がよせられた場合は、必要に応じて資機材、食材等の確保を行う。

第3 生活必需品の供給

物資供給の対象者は、次のとおりとする。

確保及び供給は、食料の供給と同様に行う。

生活必需品の供給対象者

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる条件を満たす者

ア 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

イ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

## 第4 救援物資の受入れ・管理

---

### 1 物資の要請

#### (1) 物資の要請

町は、備蓄や業者等からの調達によって、食料及び生活必需品が不足する場合には、県、近隣市町村等に救援物資の要請を行う。

また、日本赤十字社に義援品の要請を行う。

#### (2) 義援物資の受入れ方針

救援物資提供の申し出があった場合は、企業、自治体、団体等からのまとまった量の物資のみを受け入れることを原則とし、個人から町への小荷物での物資は受け入れないこととする。

受入れは登録制とし、町が必要なときに供給を要請する。

### 2 救援物資の受入れ

町は、総合運動場の武道館に物資集積所を開設する。

届けられた物資は、住民及びボランティア等の協力を得て仕分け作業を行い、避難所等からのニーズにより輸送業者により避難所等へ供給する。

大量に物資が集積する場合は、可能な限り民間物流会社に委託する。

## 第10節 行方不明者の捜索、遺体の処理・埋葬

### ■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 行方不明者の捜索	町民税務班	消防本部、山武警察署、自衛隊、消防団
第2 遺体の処理・埋葬	町民税務班	県、日本赤十字社千葉県支部、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会、山武警察署

### ■自助・共助の役割

住民	・行方不明者捜索への協力に関すること
自主防災組織等	・地域住民の安否確認、行方不明者の通報に関すること
事業所	—

## 第1 行方不明者の捜索

### 1 行方不明者情報の収集

町は、災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として捜索活動を実施する。

町は、警察への捜索願や相談窓口等で受け付けた行方不明者の情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。

なお、行方不明者のリストは、消防本部、消防団、警察署及び自衛隊に提出し情報の共有を図る。

### 2 捜索活動

町は、消防本部、警察署、消防団、自衛隊等の協力を得て行方不明者の捜索をする。

また、行方不明者捜索の際に必要な瓦礫や電柱等の除去を行うため、関東地方整備局、東日本電信電話株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、建設事業者等に協力を要請する。

## 第2 遺体の処理・埋葬

### 1 遺体の処理

町は、県、日本赤十字社千葉県支部、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会等に検案医師等の派遣を要請する。

遺体の調査、検視及び処理は、警察官、医師等の協力を得て町が指定する遺体安置所で行い、死亡診断のほか、必要な処置を行うとともに検案書を作成する。検案が終了した遺体は、遺族へ引き渡す。

遺体の処理

遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。
遺体の一時保存	身元が識別されない遺体または短期日の間に埋火葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。
検案	死因その他の医学的検査をする。

2 遺体の安置

町は、遺体の処理及び安置のために、農業者トレーニングセンターに遺体安置所を開設する。また、遺体の安置に必要な棺、ドライアイス等必要な資機材は葬儀業者等から確保する。

3 遺体の搬送

検案終了後に、遺族に遺体を引き渡した後の搬送は、遺族が行うことを原則とする。ただし、町は、遺族では遺体の搬送が困難な場合、葬儀業者及び自衛隊等に協力を要請する。

4 遺体の埋葬

(1) 遺体の埋葬

引き取り手のない遺体の取り扱い及び遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合は、応急措置として、町が遺体の埋葬を実施する。

遺体が多数のため対応できないときは、「千葉県広域火葬計画」に基づき、県に広域応援要請を行う。

(2) 身元不明者の対応

町は、引き取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。

## 第11節 障害物の除去、清掃・廃棄物処理等

### ■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 障害物の除去	企画空港政策班、まちづくり班	自衛隊、県（成田土木事務所）
第2 清掃・廃棄物処理	まちづくり班	山武郡市環境衛生組合、山武郡市広域行政組合
第3 環境汚染の防止	まちづくり班	
第4 動物対策	まちづくり班	県

### ■自助・共助の役割

住民	—
自主防災組織等	—
事業所	—

## 第1 障害物の除去

### 1 住宅関係の障害物の除去

町は、災害救助法に基づき対象となる被災者について、住宅関係の障害物を除去する。障害物の除去は建設事業者等に要請する。

町で処理することが不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

#### 災害救助法に基づく障害物除去の対象者

- |   |                          |
|---|--------------------------|
| ア | 当面の日常生活が営み得ない状態にある者      |
| イ | 住家の被害程度は、半壊または床上浸水した者    |
| ウ | 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者 |

### 2 道路関係の障害物の除去

道路管理者は、通行に支障を及ぼしている道路上の障害物を除去する。

特に緊急輸送道路一次路線については最優先に実施する。除去の方法は、住宅関係の障害物の除去と同様に行う。

### 3 河川関係の障害物の除去

河川管理者は、管理する河川、排水路等の巡視を行い、障害物を除去する。除去の方法は、住宅関係の障害物の除去と同様に行う。

### 4 低未利用地障害物の除去

町は、低未利用地が起因する障害物の除去を行う。

## 第2 清掃・廃棄物処理

### 1 災害廃棄物の処理

#### (1) 処理体制の確立

町は、災害時の廃棄物処理を円滑に行えるよう、「千葉県災害廃棄物処理計画」及び「千葉縣市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」に基づく「芝山町災害廃棄物処理計画」を策定しており、本計画に基づいて処理体制の確立を図る。

処理が困難な場合は、県に協力を要請するとともに「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、他市町村及び一部事務組合間相互の援助協力により行う。

また、がれき等の大量発生が予想される場合は「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建築物の解体撤去等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。

#### (2) がれき処理

町は、民間委託業者に要請して廃棄物を一時的に仮置き場に運搬し、可能な限り有効的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、山武郡市環境衛生組合の最終処分場で適正に処分する。

なお、産業廃棄物に該当するものは、事業者の責任で処理するものとする。

#### (3) 生活ごみの処理

町は、処理施設の被害状況、避難所の状況、道路の状況等を検討し、ごみ処理実施計画を策定し、収集方法を決定する。ごみの収集、処理は、委託業者が実施するが、対応できない場合は他市町村及び関係団体に応援を要請する。

### 2 し尿の処理

#### (1) 仮設トイレの設置

避難所では、原則として仮設トイレを設置し使用する。

町は、備蓄及びレンタル業者等から仮設トイレを確保して、避難所、公園等に設置する。

仮設トイレの清掃及び消毒は、原則として使用者が行うものとする。

#### (2) 既存施設の活用

避難所では、排水に問題がない場合、自治組織等によりプール等の水を使用して施設内のトイレを使用する。

#### (3) し尿の収集・処理

町は、委託業者に要請してし尿の収集を行う。収集・処理が困難な場合に、県、近隣市町村等へ応援を要請する。

### 3 環境大臣による廃棄物の処理の代行

環境大臣が廃棄物処理特例地域に町を指定した場合、町は必要に応じて災害廃棄物処理の代行を国に要請する。

## 第3 環境汚染の防止

町は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏えいによる環境汚染に対処するため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境監視体制を確立し、環境汚染防止体制の強化を図る。

また、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民等やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

県は、被災した建築物に吹付けアスベスト等が使用されている場合、解体・撤去に伴うアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

## 第4 動物対策

---

### 1 死亡家畜の処理

町は、県の指導により、死亡した家畜等を処理する。

### 2 動物への対応

山武保健所、動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄または逃亡した場合には、町、千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。

また、危険を及ぼすおそれのある動物が施設から逃亡した場合、人への危害を防止するため、飼育者、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。

### 3 ペット同行避難への対応

町は、ペットの受け入れ場所について、可能な限り、避難所敷地内で屋根のある場所を確保する。確保できない場合は、避難所のグラウンドにテントを設営するなどしてペットのスペースを確保する。また、アレルギーや感染症予防のため、避難所利用者が生活する場所とは別の場所に受入れ、動線が交わらないよう注意する。

なお、盲導犬、介助犬等を除いたペットの建物内への持ち込みは、原則として禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任で行うようルールを徹底する。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し救護活動を実施する。

## 第12節 住宅の応急対策

### ■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 被災建築物の応急危険度判定	企画空港政策班	県、関係団体
第2 被災宅地の危険度判定	企画空港政策班	県、関係団体
第3 住家の被害認定調査・罹災証明の発行	町民税務班	県、関係団体
第4 住宅の応急修理	企画空港政策班	県、関係団体
第5 ブルーシートの供給等	企画空港政策班	県、国、関係団体
第6 応急仮設住宅の供給	企画空港政策班	県

### ■自助・共助の役割

住民	・住家の被害調査の協力に関すること
自主防災組織等	・仮設住宅入居者の見守りに関すること
事業所	—

## 第1 被災建築物の応急危険度判定

被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、被災建築物の被害状況を調査し、危険の程度の判定・表示を行う被災建築物応急危険度判定を行う。

### 1 判定実施体制の準備

町は、調査区域の分担、マニュアル、ステッカー等の必要な判定資機材などの準備を行う。また、県や建築団体等に対し応急危険度判定の有資格者を確保する。

### 2 判定の実施

判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（財団法人日本建築防災協会）に基づき目視点検により行う。判定の結果は、「危険（赤）・要注意（黄）・調査済（緑）」に区分し、建物の入口に判定結果を色紙で表示する。

判定作業は、防災拠点施設を優先的に行い、次いで住宅の危険度判定を実施する。

判定を実施するときは、住民に対し実施予定区間、期間、問合せ窓口等を防災行政無線等により周知を図る。

## 第2 被災宅地の危険度判定

宅地の二次災害を軽減、防止するために被災宅地の危険度判定を行う。

### 1 判定実施体制の準備

町は、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定を実施するときは、住民に

対し実施予定区間、期間、問合せ窓口等を防災行政無線等により周知する。

## 2 判定の実施

判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、「危険宅地（赤）・要注意宅地（黄）・調査済宅地（青）」に区分し、判定結果を色紙で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、住民等に周知するとともに、警戒避難対策、危険区域への立入制限を実施する。

## 第3 住家の被害認定調査・罹災証明の発行

### 1 住家の被害認定調査

町は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために、罹災証明の申請のあった住家等を対象に被害認定調査を行う。

被害認定調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊に区分し、調査を行う。

火災により焼損した家屋等は、消防本部が消防法に基づき火災調査を行う。

なお、遅滞なく罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、町民税務課（住家被害調査担当）と企画空港政策課（応急危険度判定担当）による家屋被害情報の共有体制、他の市町村等や協定団体との被害家屋調査の連携体制の整備に努める。

### 2 罹災証明の発行等

町は、家屋の被害調査の結果に基づき、町役場で罹災証明書を発行する。

なお、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の結果等を活用するなど適切な手法により実施する。

また、火災による罹災証明書は、町役場で交付できるよう、消防本部と調整する。

## 第4 住宅の応急修理

### 1 対象者の選定

応急修理の種類、対象者は、次のとおりとする。

修理の種類	対象者
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	○ 災害のため住家が半壊（焼）またはこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	○ 住家が半壊（焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 ○ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。

町は、応急修理支援制度の実施要領を作成し、被災者に周知する。また、相談窓口等で住宅

の応急修理の申し込みを受付ける。

## 2 応急修理の実施

町は建設事業者との請負契約を結び実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町はこれを補助するものとする。

町で実施が不可能な場合は、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

## 第5 ブルーシートの供給等

### 1 ブルーシート等の供給

町は、大地震や暴風等の発生により多数の家屋の屋根が被災した場合、または、その可能性がある場合は、国、県、協定団体等にブルーシート、土のう、ロープ等の供給を要請する。

配布に当たっては、状況に応じてブルーシート等配布窓口を設置し、休日や夜間の配布に努めるとともに、配布する際は、ブルーシート設置のための高所作業による転落事故について注意喚起を行う。

### 2 ブルーシートの設置支援

町は、県及び国と連携し、被災者に対してブルーシート等の設置を行う事業者を迅速に紹介するよう努める。

## 第6 応急仮設住宅の供給

応急仮設住宅は、「賃貸型」を優先的に確保し、不足する場合や被害状況に応じて「建設型」も確保する。

### 1 応急仮設住宅の需要把握等

#### (1) 需要の把握

町は、被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握し、県に要請する。

#### (2) 入所者の選定

町は、災害相談窓口等において、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。応急仮設住宅の入居対象者は、罹災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。

#### 応急仮設住宅の入居対象者

次のすべての条件に該当する者

ア 住家が全焼、全壊または流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者

※住民等登録の必要はなく、町に居住していることが明らかな者であればよい

### 2 賃貸型応急住宅の確保

町は、公営住宅の空室や民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として提供する。

### 3 建設型応急住宅の確保

#### (1) 用地確保

町は、利便性を考慮して建設用地を確保する。不足が生じた場合には、私有地を借用する。

#### (2) 建設

災害救助法が適用された場合は、県が建設を行う。

災害救助法が適用されない場合では、町は、「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づき建設する。町で建設ができない場合は、県、県内市町村等に応援を要請する。

なお、応急仮設住宅を同一敷地内または近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施設を設置する。

また、応急仮設住宅として高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

#### (3) 管理

町は、入居者の要望等を把握し仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。

## 第13節 園児・児童・生徒の安全対策

### ■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 災害発生時の対応	教育班、福祉保健班	小中学校・保育所
第2 応急教育	教育班	県
第3 応急保育	福祉保健班	保育所
第4 社会教育施設の対策	教育班、福祉保健班	各施設管理者
第5 文化財の確認	教育班	県、文化財の所有者・管理者

### ■自助・共助の役割

住民	—
自主防災組織等	—
事業所	—

## 第1 災害発生時の対応

### 1 園児・児童・生徒の安全確保

学校長、保育所長は、地震が発生した場合は、避難計画等に基づいて、児童・生徒、園児を安全な避難所まで誘導し、保護者の引き取りがあるまで、一時的に保護する。

また、「学校における地震防災マニュアル」（千葉県 平成24年3月）等を活用した防災体制に基づき、情報を収集するとともに児童・生徒、園児の安全を確保し、安否状況及び被害状況を教育委員会及び保育所担当課に報告する。

### 2 安否の確認

休日、夜間に地震が発生した場合は、園児・児童、生徒の安否を確認する。

### 3 避難所開設への支援

学校長等は、当該施設に避難者が避難してきた場合は、施設を開放し、町が行う避難所開設に協力する。

## 第2 応急教育

### 1 応急教育の準備

町、学校長等は、学校安全計画に基づき臨時の学級編成等を行い、児童・生徒等及び保護者に授業再開を周知する。

### 2 応急教育

#### (1) 応急教育の実施

学校長等は、応急教育計画に基づき授業等の一部を再開し、それまでの間は臨時登校等の措置をとる。

(2) 健康管理

町は、災害の状況により、被災した小中学校等の教職員及び児童・生徒等に対し感染症予防接種並びに健康診断、心のケアについて、学校医及び関係機関等と協議し実施する。

(3) 避難所との区分

町及び学校長等は、避難収容場所と教育場所を区分し、学業や避難生活相互に妨げにならないように配慮する。

また、小中学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童・生徒の一部または全部が学校を使用できなくなる場合には、できる限り早い段階での授業再開に努める。

(4) 学校給食の措置

町は、小中学校の再開後、学校給食の再開について、県に要請して指導助言を受ける。

### 3 教科書・文房具・通学用品の調達・支給

町は、災害で学用品を失った児童・生徒を把握し、必要な教材、学用品を給与する。ただし、学用品等の調達及び支給の実施が困難な場合には、県へ学用品等の給与の調達等について応援を要請する。

給与する学用品は、小学校児童及び中学校生徒が教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、またはその承認を受けて使用している教材である。

## 第3 応急保育

---

町は、保育所の被害状況を把握し、既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育所を設け、保育を実施する。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育所で保育する。

## 第4 社会教育施設の対策

---

### 1 施設利用者の安全確保

社会教育施設の管理者は、地震が発生した場合、施設利用者を安全な場所に誘導する。利用者が児童・生徒等の場合は、避難所で一時保護または避難所にて保護者に引き渡す。

### 2 避難所開設への支援

施設管理者及び職員等は、当該施設に避難者が避難してきた場合は、施設を開放し、町が行う避難所開設に協力する。

## 第5 文化財の確認

---

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を、町指定の文化財は町教育委員会へ、国、県指定の文化財は、町教育委員会を經由して県教育委員会へ報告する。

## 第14節 ライフライン施設等の応急対策

### ■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 ライフライン施設	まちづくり班、総務班	東京電力パワーグリッド株式会社、東日本電信電話株式会社、東京ガス株式会社
第2 交通施設	まちづくり班、総務班	芝山鉄道株式会社、県（成田土木事務所）、バス事業者、タクシー事業者
第3 公共施設	各班	

### ■自助・共助の役割

住民	—
自主防災組織等	—
事業所	—

## 第1 ライフライン施設

### 1 下水道施設、農業集落排水施設等

町は、下水道施設及び農業集落排水施設及びマンホールポンプに被害が生じた場合、必要な要員を動員して応急活動体制を確立して被害状況の調査及び施設の点検を実施し、下水道機能の低下、二次災害の防止等を行う。

また、町は施設管理者に被災状況の報告を求め、町のみでの体制では応急対策が困難な場合は、県や近隣及び協定自治体に必要な支援を要請する。

なお、円滑な応急対策活動が可能となるよう、平時から発災時における非常用電源、汚泥吸引車の手配体制を確保しておく。

汚水処理施設や給水施設（芝山工業団地、芝山第2工業団地、空港南部工業団地、はにわ台住宅団地（下水除く））に異常発生連絡があった場合、施設管理者は緊急連絡先（第一環境アーク株式会社）及び町に連絡し、必要な措置を講じる。

### 2 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社成田支社は、台風、地震、雪害、その他非常災害に対して、断線や感電等による人身事故の防止並びに設備被害の早期復旧に努める。

さらに、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、ホームページやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、広報活動を行うとともに、必要に応じて広報車等により直接該当する地域へ周知する。

大規模停電の発生時には、災害協定に基づいて連絡調整員の派遣・停電復旧作業及び道路障害物除去作業・電源車の配備・重要施設の優先復旧・停電情報に関する住民への広報活動を行う。

### 3 通信施設

#### (1) 町の対策

町は、大規模な通信障害が発生した場合、町有施設に設置している公衆無線 LAN (Shibayama\_FREE\_Wi-Fi) を、必要に応じて無料開放 (00000JAPAN) する。

#### (2) 通信事業者の対策

東日本電信電話株式会社及びその他移動通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。

通信設備に被害が生じた場合または輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難または、通信が途絶した場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

#### 応急措置

ア 通信の利用制限	イ 非常通話、緊急通話の優先、確保
ウ 無線設備の使用	エ 特設公衆電話の設置
オ 非常用可搬型電話局装置の設置	カ 臨時電報、電話受付所の開設
キ 回線の応急復旧	
ク 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言版「web171」の運用	

また、災害のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を地域へ周知する。

#### 電話に関する広報事項

ア 通信途絶、利用制限の理由と内容
イ 災害復旧措置と復旧見込み時期
ウ 通信利用者に協力を要請する事項
エ 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言版「web171」の提供開始

### 4 ガス施設

ガス事業者は、ガス施設に被害が生じた場合、二次災害を防止するとともに、応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。災害時には、供給区域全域の供給を停止することなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止する。

また、ガスによる二次災害の防止、住民等の不安除去のため、ガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧見通しについて地域へ周知する。

## 第2 交通施設

### 1 鉄道施設

芝山鉄道株式会社は、自社で定める「運転取扱実施基準」、「芝山千代田駅消防計画」、「事故・災害等対策規則」に基づき、次の措置を行う。

#### (1) 運転規制

震度4以上で40ガルから99ガルまでの場合は、列車の運転を一旦停止し、速度規制を行う。また、震度5以上で100ガル以上の場合は、運転を中止する。その後は、巡回員からの報告に基づいて、逐次運転規制を解除する。

#### (2) 乗務員の対応

列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに安全な場所に列車を停止させ、指令所または最

寄りの駅に連絡をとり、その指示を受ける。

(3) 乗客の避難誘導

駅においては、旅客を芝山千代田駅前広場に混乱の生じないように誘導する。

駅間の途中に停止した列車においては、原則として乗客を降車させないが、止む得ないときは安全に注意して降車させる。なお乗務員は、最寄りの駅等と連絡を取る。

(4) 事故発生時の救護活動

駅従業員、乗務員が救急救護活動に当たるとともに、事故・災害等対策規則に基づき、対策本部に救護班を編成し、救護活動に当たる。

## 2 道路・橋梁

各道路管理者は、災害が発生した場合、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、緊急輸送道路を最優先に応急措置を行い道路交通の確保を図る。

また、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止または制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報活動を行う。

町は、町道について、通行の禁止または制限等の措置などを講ずるとともに、被災した道路、橋梁の応急措置を行う。

## 3 公共交通

運行時間中に強度の地震が発生した際、バスやタクシー等の乗務員は、乗客の安全を図るため、橋梁等危険な場所を避けて直ちに運行を中止して営業所と連絡をとり、指示を受ける。その指示により、乗務員は乗客に対し、適切な避難誘導を行う。

## 第3 公共施設

---

町は、所管施設の利用者等の安全を確保する。利用者の避難誘導や救護の後、施設の被災状況を調査し、防災拠点としての活用及び二次災害防止のための応急措置を行う。

## 第15節 ボランティアの受入れ

### ■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 ボランティアの受入れ体制	福祉保健班	芝山町社会福祉協議会
第2 ボランティア活動支援	福祉保健班	芝山町社会福祉協議会

### ■自助・共助の役割

住民	—
自主防災組織等	—
事業所	—

## 第1 ボランティアの受入れ体制

### 1 ボランティアセンターの設置

町及び社会福祉協議会は、協力して芝山町福祉センターにボランティアセンターを設置する。ただし、周辺の状況により、町長の判断により変更できるものとする。

災害ボランティアセンターを設置できない場合は、県が状況に応じて広域災害ボランティアセンターをさんぶの森公園（山武市）に設置する。

ボランティアセンターの業務は、次のとおりである。なお、ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営についてはボランティアセンター自らの決定に委ねる。

なお、災害救助法が適用された場合は、町が委託するボランティア活動の調整事務に必要な人件費、旅費等を国庫負担の対象経費として記録し、県に請求する。

#### (1) ボランティアの登録及び管理

ボランティアの登録及び管理を行う。

#### (2) ボランティア団体に関する情報の収集と連絡調整

ボランティア団体の情報収集及びボランティア団体間の調整を行う。

#### (3) ボランティアの派遣

災害対策本部からの依頼あるいはニーズの調査に基づき、ボランティアの派遣を行う。

#### (4) ボランティアの募集

ボランティアの募集について、広報紙、マスコミ等を通じて行う。

### 2 ボランティアの受入れ

#### (1) 一般ボランティア

一般分野での活動を希望する個人及び団体は、ボランティアセンター窓口において受け付け、登録する。

#### (2) 専門ボランティア

事前に登録されたボランティアに関しては、担当する各班が受け入れる。

広域災害ボランティアセンターで登録した専門分野でのボランティアについては、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整の上、派遣する。

### ボランティアの協力を得て実施する活動内容

#### ア 専門ボランティア

- ① 外国語の通訳、情報提供
- ② 被災建築物の応急危険度判定
- ③ 被災宅地の危険度判定
- ④ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- ⑤ 被災者への心理治療
- ⑥ 高齢者や障がい者等要配慮者の看護、情報提供
- ⑦ アマチュア無線通信
- ⑧ 特殊車両等の操縦、運転
- ⑨ 救護所での医療救護活動
- ⑩ その他専門的知識、技能を要する活動等

#### イ 一般分野

- ① 避難所の運営補助
- ② 炊き出し、食料等の配布
- ③ 生活物資や義援品の仕分け、輸送
- ④ 高齢者や障がい者等要配慮者の支援
- ⑤ 被災地の清掃、がれきの片づけなど
- ⑥ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- ⑦ その他被災地における軽作業等

### 3 ボランティアニーズの把握

町及び社会福祉協議会は、ボランティア需要状況の的確な把握に努める。

### 4 ボランティア参加の呼びかけ

町及び社会福祉協議会は、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に加え、社会福祉協議会ボランティアセンター、ボランティア団体やNPO法人等の関係団体や自治会等を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

### 5 感染症対策

町災害ボランティアセンターは、感染症が懸念される状況においては、ボランティアの募集範囲は町域を基本とし、募集範囲を拡大する場合は被災地域の住民のニーズや意見などを踏まえ、関係団体と協議する。

## 第2 ボランティア活動支援

食事や宿泊場所等は原則としてボランティア自身が確保するが、必要に応じて町が公共施設等を宿泊場所として提供する。

ボランティア活動の拠点や資機材の調達、活動費用の負担についても、原則としてボランティア自身が行うが、町は、社会福祉協議会と協議の上対応する。

その他NPO・NGO等のボランティア団体等と情報を共有する場を設置し、連携のとれた支援活動の展開やボランティアの生活環境の確保に努める。

## 第16節 帰宅困難者対策

### ■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 施設管理者等の対応	産業振興班	芝山鉄道(株)、施設管理者、事業者
第2 町の対応	町民税務班、総務班	

### ■自助・共助の役割

住民	—
自主防災組織等	—
事業所	・利用者等の避難誘導に関すること

### 第1 施設管理者等の対応

#### 1 事業所内待機

事業所等は、従業員、顧客及び施設の被害状況を確認するとともに、報道機関や町等から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客を施設内または安全な場所へ待機させる。

#### 2 観光施設や駅等における利用者保護

道の駅や観光施設の管理者や芝山鉄道株式会社は、管理する施設の安全及び災害関連情報等をもとに、利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

また、必要に応じて、利用者を一時滞在施設へ誘導する。

### 第2 町の対応

#### 1 帰宅困難者の把握と情報提供

町は県と連携して、テレビ、ラジオ、防災行政無線の放送などで「むやみに移動しない」ことを呼びかける。

町は、観光施設や駅等の周辺における帰宅困難者の発生状況を把握する。

また、町が把握した被害や交通といった災害関連情報を施設管理者に提供する。

#### 2 一時滞在施設の開設及び誘導

##### (1) 一時滞在施設の開設

町は、帰宅困難者が発生した場合は、被災状況や安全性を確認した後、必要に応じて一時滞在施設を開設する。特に、自動車で移動する帰宅困難者のために、駐車可能な空地を確保し、駐車場として指定する。

一時滞在施設を開設した場合は、その状況を集約し県へ報告するとともに、駅、帰宅困難者が避難している避難所等への提供を行い、避難誘導を促す。

##### (2) 一時滞在施設への誘導

町の指定避難所に避難した帰宅困難者は、避難所に配置となった町職員が一時滞在施設へ

移動するよう広報を行う。

駅の旅客は、芝山鉄道株式会社が、町に連絡をとり一時滞在施設へ誘導する。

(3) 帰宅困難者の受入れ

町は、滞在スペースや駐車スペースに帰宅困難者を誘導する。

また、必要に応じて、飲料水、物資等の提供を行う。

## 第17節 南海トラフ地震関連情報発表時の対応

### 第1 南海トラフ地震臨時情報の概要

これまで、東海地震は国内で唯一予知の可能性があるとされてきたが、中央防災会議は平成29年9月に確度の高い地震予測は困難と判断し、東海地震関連情報の発表は行われなかったこととなった。

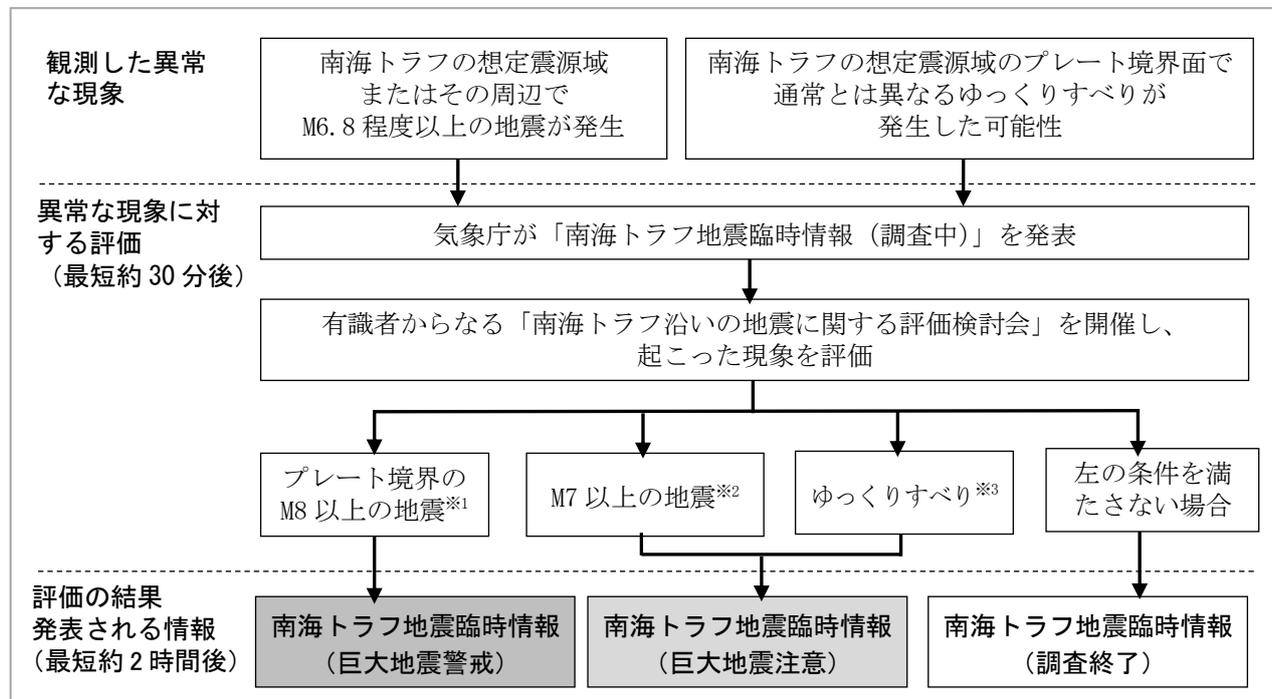
一方、東海地震の想定震源域を含む南海トラフ巨大地震については平成29年11月から「南海トラフ地震に関連する情報」（以下「南海トラフ地震関連情報」という。）の運用が開始され、南海トラフ地震が発生する可能性が高まった場合には津波からの事前避難などを促す情報を発表することとなった。

芝山町域は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域には該当せず、南海トラフ地震に伴う本町の震度は最大5弱と予想されているが、南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴う社会的な混乱も懸念される。

そこで社会的混乱及び被害を最小限にとどめることを目的として、南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画を策定する。

ただし基本的な防災活動に関する内容は本計画地震編の内容と重複するため、ここでは気象庁からの南海トラフ地震関連情報を受けてから地震が発生するまで、又は南海トラフ地震関連情報が終了するまでの間の防災活動を中心に簡潔に示すこととする。

#### 南海トラフ地震臨時情報発表のながれ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる短い期間に、プレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

南海トラフ地震臨時情報発表時の対応の基本的な流れ

時間	南海トラフ地震臨時情報		
	プレート境界のM8以上の地震	M7以上の地震	ゆっくりすべり
発生直後※ <sup>1</sup>	○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		○今後の情報に注意
(最短) 2時間程度  ～1週間	<b>(巨大地震警戒) 対応</b> ○日頃からの地震への備えを再確認する等 ○地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難。それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ○地震発生直後の避難では明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	<b>(巨大地震注意) 対応</b> ○日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	<b>(巨大地震注意) 対応</b> ○日頃からの地震への備えを再確認する等
～2週間※ <sup>2</sup>	<b>(巨大地震注意) 対応</b> ○日頃からの地震への備えを再確認する等	<b>【町全域】</b> ○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。
すべりが収まったと評価されるまで	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。		
大規模地震発生まで			

※1 ゆっくりすべりの場合の「発生直後」は、検討が必要と認められたときから

※2 「2週間」とは、巨大地震警戒対応期間（1週間）+巨大地震注意対応期間（1週間）

第2 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

1 活動体制の確立

総務課長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときは第1配備を、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは第2配備を発令する。

2 広報・相談

町は、南海トラフ地震関連情報が発表されたときは、南海トラフ地震関連情報の発表に伴う混乱を未然に防止し、南海トラフ地震の発生時の被害の軽減を図るため、防災行政無線、広報車、芝山町情報メール、Lアラート等により、次の事項を広報する。

また、状況に応じて南海トラフ地震に関する問い合わせや相談に対応する窓口を設置し、民生の安定を図る。

南海トラフ地震関連情報の発表時の広報事項

混乱縮小のための情報	ア 住民が状況を判断できるための情報 ① 南海トラフ地震関連情報の意味等 ② 予想される地震が発生した場合の本町への影響等 イ 住民等の災害予防措置の呼びかけ ① 出火予防の呼びかけ（消火器の点検） ② 家具等の転倒防止措置を行うこと ③ 倒壊、転倒、落下、崩落等の危険がある建物や場所に近寄らないこと ④ テレビ・ラジオ等の報道機関の情報に注意すること ⑤ 太平洋沿岸部、東海・西日本地方への旅行は避けること ⑥ 太平洋沿岸部、東海・西日本地方への電話連絡を自粛すること
生活関連情報	ア 交通・道路情報 ① バス・鉄道等の運行情報 ② 道路交通情報（交通規制）

3 避難対策

南海トラフ地震関連情報が発表されたときは、震度5弱の揺れによる家屋の破損、家財の転倒、落下等から被害を軽減するため、町は土砂災害警戒区域の住民、耐震性に問題のある家屋の住民に対して避難を呼びかけ、指定緊急避難場所（地震）を開放する。

# 第3章 災害復旧・復興計画



## 第1節 住民生活安定のための措置

### ■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 被災者の生活支援	町民税務班、福祉保健班、総務班、企画空港政策班	芝山町社会福祉協議会、成田公共職業安定所、日本郵便株式会社、住宅金融支援機構
第2 地域経済への支援	産業振興班	

### ■自助・共助の役割

住民	—
自主防災組織等	—
事業所	—

### 第1 被災者の生活支援

町及び防災関係機関は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害相談の機会や被災者台帳を活用し、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境を確保し、次の各種支援策を実施する。

#### 1 被災者台帳の作成等

##### (1) 被災者台帳の作成

町は、被災者への支援を漏れなく行うために、それぞれの被災者の被害状況、支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元に集約した被災者台帳を作成する。被災者台帳は、全庁的に共有を図る。

##### (2) 被災者台帳の利用

町は、必要に応じて災害対策本部内において被災者台帳を利用する。

また、台帳情報の提供について申請があった場合は、不当な目的でない場合を除いて情報提供を行う。

##### (3) 安否情報の提出

町は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された住民等の安否情報を確認する。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答しまたは備えるため、必要な限度で当該情報を利用し、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

#### 2 税等の特例措置

##### (1) 税等の特例措置

町は、条例等の規定に基づき、被災した町税の納付義務者に対し、税等の期限の延長及び減免について適切な措置を講ずる。国税、県税についても同様の措置がとられる。

##### ア 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出または納付もしくは納入することができないと認めるときは、町長は適用地域及び期日を指定してその期限を延

長するものとする。

イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が町税等を一時に納付し、または納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき法令等に定められている期間において、徴収を猶予する。

ウ 滞納処分の執行の停止

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予等適切な措置を講じる。

エ 減免及び納入義務の免除等

被災した納税義務者等の申請に基づき、減免及び納税義務の免除等を行う。

(2) 保育料の減免等

町は、災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料の全部または一部を負担することができないと認められるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部または一部を減免する。

(3) 国民健康保険税等の減免等

町は、国民健康保険税や医療費の一部負担金、健康保険料、介護保険料等について、一部負担金の減免や納期限の延長等の措置をとる。

3 災害弔慰金等の支給等

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、次のとおり、災害弔慰金等の支給を行う。

災害弔慰金の支給	災害により死亡した住民等の遺族に対し災害弔慰金を支給する。
災害障害見舞金の支給	自然災害により負傷しまたは疾病にかかり、治癒後に精神または身体に著しい障がいがある住民等に対して、災害障害見舞金を支給する。
災害援護資金の貸付け	自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。
芝山町災害見舞金	芝山町災害見舞金等交付規則に基づき、災害により死亡した者または住家に被害を受けた世帯主に対し、見舞金等を交付する。

4 生活福祉資金の貸付

社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付事業制度要綱（厚生労働省）に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して、生活福祉資金を貸付ける。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

5 被災者生活再建支援金の支給

町は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者からの支援金の申請書を取りまとめ、県に提出する。

また、千葉県被災者生活再建支援事業により、被災者生活再建支援法による支援金の支給対象とならない世帯であって、一定の要件に該当する場合に同法と同等の支援金の支給を行う。

(1) 対象となる自然災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村
- ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県
- エ アまたはイの被害が発生した都道府県の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- オ ウまたはエの都道府県に隣接する都道府県内で、ア～ウのいずれかの区域に隣接し、5世帯以上の全壊が発生し市町村（人口10万人未満に限る）
- カ アまたはイの市町村を含む都道府県またはウの都道府県が2以上ある場合に、全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）または全壊2世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

(2) 対象世帯

自然災害により被害を受けた次の世帯に被災者生活再建支援金が支給される。

- ア 居住する住宅の全壊した世帯
- イ 居住する住宅が半壊または敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 被災者生活再建支援金の支給

支給は、被災世帯となった世帯主による申請により行われる。支給金額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、次の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

なお、支援金の用途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額（全壊・解体・長期避難・大規模半壊）	200万円	100万円	50万円
支給額（中規模半壊）	100万円	50万円	25万円

(4) 千葉県被災者生活再建支援事業

町は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず上記(1)に対象とならない世帯に、県の補助により、一定の要件のもと支援金を支給する。なお、支給額は上記(3)と同等とする。

6 被災者の労働対策

成田公共職業安定所は、離職者の把握に努めるとともに、その就職については、町の被災状況を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。

被災により離職を余儀なくされた者の早期再就職等を促進するため、次の措置を講じる。

(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

- (2) 巡回職業相談の実施
- (3) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

## 7 郵便物の特別取扱い

日本郵便株式会社は、災害救助法が適用された場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (3) 災害時における窓口業務の維持
- (4) 災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

## 8 公共料金の特例措置

各公共機関は、被害を受けた住民等の生活を支援するため、災害の規模に応じ公共料金等の支払いについて特例措置をとる。

## 9 住宅の建設等

- (1) 災害公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設もしくは買取または被災者へ転貸するために借上げる。

これに対し、県は適切に指導・支援を実施する。

- (2) 公営住宅の空き家の活用

被災者に対しては、既存公営住宅の空き家を活用し、使用できる措置等を講じる。

- (3) 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、住宅の建設または購入及び自宅の補修に対し融資を行う。

## 10 義援金品の受付け・配分

- (1) 義援金品の受付けと保管

町は、義援金を受入れる口座を指定金融機関に開設し、町に送付された義援金を保管する。また、日本赤十字社等を通じて配分された義援金品を受け付ける。

- (2) 義援金品の配分

町は、義援金の配分について災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して決定する。県に災害義援金配分委員会が設置された場合はその基準に従う。日本赤十字社義援金も災害義援金配分委員会の協議によって配分される。

義援品は、救援物資と同様に扱う。

## 第2 地域経済への支援

---

災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について住民等に周知する。

**1 中小企業者への融資資金**

町は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定のため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資等の支援策について、商工会議所等との連携を図り広報等を行う。

**2 農林水産業者への融資資金**

町は、農林水産業者に対する災害の応急復旧に係る各種融資制度について周知する。

## 第2節 生活関連施設の復旧計画

### ■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 災害復旧事業	各班	
第2 国の財政援助等	各班	

### ■自助・共助の役割

住民	—
自主防災組織等	—
事業所	—

### 第1 災害復旧事業

町は、国及び県と連携して災害の再発を予防し、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて災害復旧事業計画を策定し復旧事業に当たる。

町が行う災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び県が全部または一部を負担しまたは補助して行われる。

### 第2 国の財政援助等

町及び県は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

## 第3節 災害復興

---

### 第1 想定される復興準備計画

---

復興計画を実行ある内容とし、住民の立場からよりよいものとするには、被災後の各分野（次の4つ）の復興調査が重要であり、これらの分野は相互に関連している。

より効果的な復興を目指すため、町は、平時から各分野の関係者と研究、検討を進め、実災害に対応できるよう備えておく。

#### 1 暮らしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

#### 2 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市(地域)社会の継続の必要性と都市(地域)機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と住民等とが協働した都市計画の策定を目指す。

都市(地域)の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

#### 3 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅のあっせん・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

#### 4 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

町の産業である商工業、農業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

### 第2 復興計画の策定等

---

#### 1 復興本部の設置

町は、住民の生活、地域(都市)の機能、文化、産業の再建を図る災害復興事業を速やかに、かつ計画的に実施する組織として芝山町災害復興本部を設置する。

## 2 復興計画の策定

### (1) 基本的考え方

町は、総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、住民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、必要に応じて被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定する。

### (2) 策定手順

計画策定に当たっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。なお、大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市町村となった場合は、必要に応じて県と共同して国の基本方針に即した復興計画を作成し、復興整備事業の実施等を行う。

#### ア 多様な行動主体の参画と協働

住民が自分たちの生活は自分たちが守り創造していくという取組が重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主體的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

#### イ 将来のニーズや時代潮流の変化への対応

復興計画の推進は長期にわたることから、社会情勢や住民の多様なニーズの変化に対応できる柔軟な計画となるよう配慮する。

#### ウ 既往災害の経験と教訓の活用

過去に経験した災害の検証結果や復旧の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮する。

### (3) 構成

復興施策を総合的に推進するため、復興の目標、基本方針、重点プロジェクト等を定め、明確な戦略とスケジュールの下、復旧・復興を推進する。

### (4) 内容

町域が大きな被害をうけた場合、再び地震による災害を被らないために、現状復旧にとどまらず「災害に強いまち」を形成する「復興まちづくり」を推進する。そのため、町は、住民、関係団体等と協力し、復興のための合意形成等に配慮する。

## 第3 特定大規模災害時の措置

大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災町となった場合は、必要に応じて県と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について県知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成等に必要な職員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、県又は関係地方行政機関に対して職員の派遣等を要請する。